

平成16年第1回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成16年3月1日  
午後1時50分 開会  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係 長 猪川恭弘

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	野崎一也
健康推進課長	西田哲也	環境対策課長	清水孝悦

住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	北 村 光 朗
建 設 課 長	堤 和 雄	建 設 課 参 事	今 西 弘 至
観 光 産 業 課 長	田 口 好 夫	都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司
教 委 総 務 課 長	清 水 建 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司	代 表 監 査 委 員	辰 巳 忠 次

---

## 1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 都市基盤整備特別委員長報告について
- 日程 7. 報告第 1 号 監査結果報告について
- 日程 8. 議案第 1 号 斑鳩町男女共同参画推進条例について
- 日程 9. 議案第 2 号 斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例について
- 日程 10. 議案第 3 号 斑鳩町障害者福祉計画検討委員会設置条例について
- 日程 11. 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 12. 議案第 5 号 平成 15 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程 13. 議案第 6 号 平成 15 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程 14. 議案第 7 号 平成 15 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程 15. 議案第 8 号 平成 15 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程 16. 議案第 9 号 平成 16 年度斑鳩町一般会計予算について

- 日程 17. 議案第 10 号 平成 16 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程 18. 議案第 11 号 平成 16 年度斑鳩町老人保健特別会計予算について
- 日程 19. 議案第 12 号 平成 16 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について
- 日程 20. 議案第 13 号 平成 16 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程 21. 議案第 14 号 平成 16 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日程 22. 議案第 15 号 平成 16 年度斑鳩町水道事業会計予算について
- 日程 23. 認定第 1 号 町道の廃止について
- 日程 24. 同意第 1 号 収入役選任について同意を求めることについて
- 日程 25. 陳情第 1 号 陳情書
- 日程 26. 報告第 2 号 平成 16 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について
- 日程 27. 報告第 3 号 平成 15 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第 1 号）及び平成 16 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午後1時50分 開会)

○議長（森河昌之君） 皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。よってこれより平成16年第1回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成16年第1回町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、当町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご高配を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会は、斑鳩町男女共同参画推進条例についてをはじめ20議案を本定例会に提出させていただいており、それぞれの議案につきまして、いずれも温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、去る1月20日から2月4日までの間での5日間、 巳、松田両監査委員には、平成15年度の定期監査等を実施していただき、その結果をご報告いただくことになっておりますが、熱心かつ厳正に監査を賜り、ここに深く感謝を申し上げますとともに、講評の中でお受けいたしましたご意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営を進めてまいります中で十分に配慮し、さらに合理的、効率的な行政運営に反映させてまいりたい所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

斑鳩高校野球部が、昨年に続き春の選抜大会に連続出場することになり、我が町も斑鳩の名を全国に発信出来ますことは、大変喜ばしいことでもあり、議員皆様方におかれましても、応援を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、平成16年度の施政方針及び提出議案の説明は後刻とさせていただきます、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森河昌之君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、15番、中西議員、16番、中川議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく願います。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月19日までの19日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月19日までの19日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成15年第6回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果についての報告を求めます。6番、浅井委員長。

○建設水道常任委員長(浅井正八君) それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

12月定例会後、閉会中の2月18日に建設水道常任委員会を開催し、継続審査事業をはじめ、その他所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

まず初めに、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、流域下水道事業の1月末時点の進捗状況は、安堵町の中継ポンプ場に設置される機械設備の製作が完了し、据え付けが進められている。電気設備も機器の製作中で、平成17年3月の完成を目指して順調に工事が進められている。また、竜田川幹線管渠第4号工事「稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野東」までのシールド工事は、現在約52%の進捗状況である。

次に、町の公共下水道の進捗状況については、竜田汚水幹線管渠工事2件及び9月に発注した法隆寺西1丁目の管渠埋設工事2件、また10月に発注した測量業務8件について、それぞれ順調に作業が進められ、年度内に完了を予定している。

最後に、供用開始に向けての準備作業として、公共下水道の整備完了区域の自治会を対象に、公共下水道への接続について説明会を進めているが、対象の28自治会のうち

20自治会で説明会を済ませており、残りについては3月20日までに完了出来るよう日程調整を終えているとの説明を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より、精力的に進めていただいているが、住民から特にどんな話が出ているかとの質問に、理事者からは、排水設備に関する接続義務の問題や技術的な問題、また業者に関することの相談といったものが主なものであり、それに付随した費用面の問題をご相談いただいている状況であるとの答弁でした。

また、当委員会で行政視察を行った、不用になった浄化槽を雨水貯留施設として再利用していくことについて、町の考え方がまとまっているのかとの質問には、国庫補助事業として採択されるよう協議を進めている。次年度に具体化した段階で、再度要綱等について、委員会でご相談申し上げたいと考えているとの答弁がありました。

本件については、一定の審査を行ったということで審議を終えました。

次に、本定例会に提出が予定されている案件として、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてのうち、当委員会所管に係るものについて、平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第4号）について、町道廃止については、いずれも3月定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項として、町営住宅募集について、2件の物件の募集をしてきたが、2月27日に入居者選考委員会を開催し、入居決定を行ってきたとの報告を受けました。

最後に、その他として、河藪橋交差点付近の交通安全施設の対応について、都市計画道路法隆寺線と町道401号線の交差における安全対策について、国道168号線の龍田大橋交差点における改良計画の状況について、消火栓の設置について、法隆寺東部地区の住民へ配布されたビラの件について、個人等が設置した水路の管理費用の問題について、それぞれ各委員から質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

以上が、閉会中における当委員会に関わります審査事案の主な審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

。

同じく閉会中における厚生常任委員会の審査結果についての報告を求めます。12番、木田委員長。

○厚生常任委員長（木田守彦君） それでは、厚生常任委員長報告をさせていただきます。

12月定例会後、閉会中の2月24日に厚生常任委員会を開会し、継続して調査中の事案等についての審査を行いました。その審査の概要についてご報告をいたします。

初めに、継続審査事案のうち、（仮称）総合福祉会館整備事業についてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、事業用地の確保のため、去年5月より地権者と交渉を重ねる中、地権者の要望等に対して、出来る限りの手法を講じながら合意を得るべく努力を続けてきたが、どうしても合意を得ることが出来ない方がいらっしゃるため、これ以上交渉をお願いしても平行線をたどるだけであり、また地権者の要求に応えることは到底難しいことから、当該事業用地を諦めざるを得ないと考え、地権者にも交渉を打ち切ることを伝えたところであります。

今後は、総合福祉会館整備検討委員会にも報告するとともに、どのような方法で進めていくかということを中心に検討し、事業用地についても研究していきたいと考えているが、時間がかかることになると思うので、議員各位のご協力をお願いしたいとの報告を受けたところであります。

委員からは、合意を得られないので断念するということが、合併の話がある中では、合併の是非がはっきりするまでは計画の凍結ということで考えてはどうかとの質問があり、理事者より、現状を考えると、すぐに次の事業用地を新たに選定していくことは非常に難しいと思う。十分に検討をしながら、議員皆様方のご協力を得ながら進めてまいりたいと考えているとの答弁がありました。

当委員会として、説明を受け、一定の審査を行ったということで終わることとしました。

次に、本定例会に提出が予定されている案件として、1つとして、斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例について、2つとして、斑鳩町障害者福祉計画検討委員会設置条例について、3つとして、平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、4つとして、平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、いずれも3月定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けました。

委員からは、行動計画策定には、達成目標、実施時期、実施内容など具体的に示していく必要があると思うがどうなるのか、また人選をどのように考えているのか。障害者計画の見直しで、今まで申し上げてきたように、具体的な目標数値など盛り込んだ計画となっていくのかなどの質疑があり、理事者からは一定の答弁がなされております。

続いて、各課報告事項としまして、初めに、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、担当課より所管に係る補正予算の説明があり、次に、「ふれあい交流センターいきいきの里」の入浴利用料の考え方について、それぞれ担当課より報告がありました。

最後に、その他として、国道168号線の河藪橋交差点の信号機の件について、奈良県の母子家庭の就学支援制度について、委員より質問があり、理事者より一定の答弁がなされております。

以上が閉会中におけます当委員会の審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして厚生常任委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における総務常任委員会の審査結果についての報告を求めます。2番、松田委員長。

○総務常任委員長（松田 正君） 総務常任委員会は、平成16年2月20日午前9時から会議を開き、次に申し述べます事項について報告を受け、審査をいたしましたので、その概要について報告をいたします。

まず初めに、継続審査事案としています藤ノ木古墳周辺整備に関することについて、2つに、史跡中宮寺跡公有化について申し上げます。

藤ノ木古墳の墳丘の範囲確認と宝積寺跡の調査を目的とする第5次発掘調査は、昨年12月末に完了いたしました。その調査結果を踏まえ、今後の保存整備のあり方を検討すべく、2月中にも整備検討委員会を開催する予定でありましたが、委員の都合で開催が出来ず、3月中の開催をと考え、調整中であるという報告を受け、これを了承いたしました。

史跡中宮寺跡の公有化につきましては、平成15年度分として、8,372.68平

米、地権者9名、17筆、2億5,044万4,612円で取得することが、昨年12月議会で承認されましたことを受け、公有化に必要な登記事務を進めており、3月末までに事務的手続が完了する見通しであることの報告を受け、これを確認いたしました。

次に、その他の審査事項として、3月議会の付議予定議案で総務常任委員会の所管となる事項について説明、理解が求められました。

その中での1つとして、斑鳩町男女共同参画推進条例の取り扱いについてであります。

当初、行政側は、昨年12月議会での条例制定を意図し、委員会の理解を求めていましたが、委員会としては、条例の個別条文について検討する必要があるとして、12月議会での提出を見送り、個別条文のさらなる検討を行い、3月議会の条例制定を目指すことが望ましいといたしましたのであります。

その後、関係者間で個別条文の検証を行うなど調整を図りながら、一部条例内容の見直し、修正をした上で、3月議会に提出する条例原案としてまとめることが出来たという検討結果の報告を了とし、3月議会に上程手続がとられることについて理解をすることといたしました。

次に、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての取り扱いについてであります。

この条例は、斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例及び斑鳩町障害者福祉計画検討委員会設置条例の制定と連動したものであることから、関係所管委員会の審議経過を見極めて対応することになるものとの認識の上で対応することにいたしました。

次に、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出いずれも4,909万1,000円を減額し、総額83億7,652万2,000円とするもので、その根拠となる補正内容について、歳入歳出それぞれ説明を受けましたが、所管委員会での審査過程を踏まえ判断することといたしました。特に、斑鳩高校の全国高校野球大会出場に係る補助金の取り扱いについては、別途議会の事前了解を求めるなど、慎重に対応されることが要望されました。

次に、各担当課からの報告事項として次の点が示されました。

1点目は、予測される平成16年度の地方税の改正についての説明であります。その内容は、個人住民税の均等割の見直しと、年金課税の見直し及び土地譲渡課税、あるい

は株式譲渡課税の税率見直しなどが年度末段階で確定をし、平成16年4月1日施行となる見込みであることから、専決処分として処置せざるを得ないと考えている等の報告がされ、理解が求められました。

その2点目は、いかるがホールの使用制限について、平成16年4月以降、ダンス教室の使用申し込みを許可しないことにするという評議員会、理事会の決定事項の報告であります。

その理由としては、床面の損傷とホール機能に障害を及ぼすことが懸念されることから、小ホールのダンス教室の使用を禁止することにする。ただし、現在申し込み許可済みのものはこの限りにあらず、また研修室での使用は認めることにしているとの説明でございました。

その他の事項として、次のようなことについて委員から発言がございました。

1つは、峨瀬自治会集会所の建設をめぐる問題についてであります。

峨瀬自治会内の住民あてに、特定議員の連名によって、「峨瀬自治会の集会所建設には3つの問題点があります」という文書配布がされており、これに反論する文書が当該自治会長と顧問弁護士名で自治会住民に配布されている。これを受けて、関係住民から、戸惑いと不安の声が聞かれ、動揺があるのではないかと。行政はこれをどのように把握しているのか。指摘されていることについての見解はどうか。この集会所建設に係る事案の所管委員会は総務常任委員会であることから、関心を持たざるを得ない。行政当局として、これまでの措置経過と疑念が持たれていることについての見解を明らかにし、関係住民の不安と動揺を除去するための措置をとるべきではないかとの質疑、意見が交わされ、行政当局としては、3月議会に向けて対応と経緯を明らかにし、この問題についての見解を示すようにしたいとの態度表明がありましたことから、委員会としては、この解明答弁を聞いた後で対処、協議することといたしました。

2つ目は、ボーイスカウトと政治活動についての認識について、教育委員会の見解が問われましたが、事象が提起されておりますので、そのことを検証した上で慎重に判断したいと述べるにとどまりました。

3つ目は、小中学校、幼稚園の平成16年度の学年別、学級数の予定はどのように見込まれているのか。特に心身不自由児等についての配慮はどのように考えられているのかという委員からの質問については、別に資料を配付し、各校別に説明が行われました。特に、議員のもとに配付されました「平成16年度斑鳩町立学校、幼稚園在学者数予

想人数」という資料を参照し、理解をいただきたいと存じます。

最後に、7町合併にかかわる問題として、現に実施されている新しい市の名称が公募されているが、その望ましいと考える新しい市の名称を提起して賛同を呼びかける行為は出来るのか、出来ないのかということについて、協議会としての見解が問われましたが、必ずしも明確な見解が示されるには至りませんでした。

以上が、2月20日に開催をいたしました総務常任委員会での事案審議の概要であります。よろしくご理解をいただきますようお願いし、報告といたします。

○議長（森河昌之君） 次に、日程6、都市基盤整備特別委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における都市基盤整備特別委員会の審査結果についての報告を求めます。15番、中西委員長。

○都市基盤整備特別委員長（中西和夫君） それでは、都市基盤整備特別委員会委員長報告をさせていただきます。

12月定例会後、閉会中の2月16日に、都市基盤整備特別委員会を開催し、継続審査案件について審査を行いました。その審査の概要についてご報告いたします。

初めに、都市計画道路の整備促進に関することについてのうち、いかるがパークウェイについてを議題とし、担当課長から、前回の委員会以後の経過及び対応について説明を受けました。

初めに、小吉田モデル区間の景観整備工事について、舗装工事を残すのみで、今週中にも完了する予定となっている。

次に、2月25日に開通記念行事として現地見学会を開催するが、これに当たり、1月19日に第8回いかるがパークウェイ推進協議会を開催し、行事の内容を検討いただき、国、町、協議会の主催により開催することとなった。さらに、当日が平日ということから、日曜日にも開催すべきとのご意見をいただき、2月29日、日曜日にも自由に見学いただけるよう開放することとしている。

モデル区間の見学は、5つのコーナーをクイズラリー形式で回ってもらい、参加者にパークウェイの認識をさらに深めていただきたいと考えている。また、評価施策の一つとして、高齢者や障害者による通行体験会を実施し、バリアフリーに対する意見をいただくこととしている。また、モデル区間工事に関連して、実施している町道の改良工事については、入札が終わり、国と調整をしながら年度内に工事を行いたいと考えている

。

次に、稲葉車瀬区間について、土地の境界の現地立会を実施し、現在、土地の筆界の確認書を作成されています。

その他に、三室交差点の鬼坂付近の狭隘となっている部分について、土地の境界確定作業が少し遅れていたが、概ねまとまり、具体的な用地交渉が進められる運びとなっている。

国道25号の部分的な交差点改良については、三室及び幸前の法起寺口の各交差点の歩道設置等の工事は1月14日には竣工しているところであるとの報告がありました。

本件について、委員より、モデル区間が開通するが、農協から南下してくる町道との交差点部分における安全対策を、町はどのように考えているのかとの質問があり、担当課長より、警察と何度も安全対策について協議をしている。当該部分で横断歩道の設置も考えてもらっている。また、モデル区間側は1台しか出られないように右折レーンを設けない形で考えてもらっているとの答弁がありました。当委員会としては、了承したということで終わりました。

次に、法隆寺線についてを議題とし、担当課長より現状について説明を受けました。

2件の工事について、龍田2丁目地内の工事は11月27日に入札を執行し、現在工事が進められており、進捗率は60%となっている。小吉田2丁目の工事は、12月25日に入札を執行し、パークウェイから服部道までの間の舗装工事が進められ、2月25日の開通記念行事までには表層部分の工事が終了する予定である。その中で、用地交渉は努力をしているところだが、昨年12月末には区画整理事業区域と服部道との間、約50メートルで新たに用地を取得したところであるとの説明でした。

質疑はありませんでしたが、当委員会として了承したということで終わりました。

次に、その他の路線についてを議題とし、担当課長より、法隆寺門前線について、県が行った物件撤去に係る行政代執行の経過の報告を受け、委員よりは若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

その他委員より、国道25号線の三室交差点から昭和橋までの都市計画道路の件について、その後どのような状況になっているのか、また昭和橋の右折レーンはどうなっているのかとの質問があり、理事者より、機会をとらえて県や国には早くしてほしいと申し上げている。今後も早く決定いただけるよう努力していきたい。右折レーンについては、関係者との調整も進み、出来るだけ年度内に工事発注していきたいと国からは聞い

ているとの答弁がありました。

委員からは、1つとして、特にこの区間で、元々神南の池であったところの土地については、都市計画道路ということだけではなく、三室病院への右折レーンの関係もありますので、出来るならば計画用地として買収を考えてもらいたい。また、2つとして、三室交差点から三室病院へ向けてグレーチングを施工していただきましたが、歩道がない上に雨降りには滑るなどするため危険であると聞いているので、そのあたりも踏まえ出来るだけ早く考えていただきたいとの要望があったところです。

門前線については、一定の説明を受け、当委員会として了承したということで終わりました。

続いて、2件目の継続審査案件でありますJR法隆寺駅周辺整備事業に関する事についてを議題とし、担当課長から、前回の委員会以後の経過及び対応について説明を受けました。

法隆寺駅橋上化に伴う基本設計の進捗状況については、地質調査や線路内の測量及び周辺の現況調査が実施された。駅舎の設計はそれらの測量結果等を基に、線路の配線計画、駅舎の構造などの作業が進められており、今後は、2月末までに一旦取りまとめを行い、町、JR等の関係機関と調整を図っていくことになっている。駅前広場、道路についても、駅舎関係の設計と整合させながら進めていくことになるとの説明がありました。

委員より、駅舎整備と併せて道路もやっていくのか。今の状態では、道路が狭く周辺のアクセス道路の整備も含めてしていかないと、地元とも問題も起こるかもしれない。町としてどのように考えているのかとの質問があり、理事者側から、この駅舎設計については、駅前広場から今までのシンボルロードと呼ばれてきた南北の街路計画を進めるためにも、まず駅舎整備を進めていこうという確認を願った中で、現在進めている状況であり、今回の設計には入っていないが、南側で県道大和高田斑鳩線へ抜ける道路は必ず必要になってくると考えており、段階を踏まえ順次進めてまいりたいと考えているとの答弁がありました。

また、基本設計では、踏切の拡幅を前提にしてもらっているのかとの質問には、町長、助役にもJRに要望をしていただき、2面2線での整備になるということから、現在調査結果を基に作業をしてもらっている。今まで、全く出来ないという話を聞いているが、少し明るい部分があるようには感じているとの答弁でした。

当委員会として、本件について説明を受けたということで終わりました。

以上が、閉会中における当委員会の審査の概要であります。詳細については、会議録に整理しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

これをもちまして、都市基盤整備特別委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 次に、日程7、報告第1号 監査結果報告についてを議題といたします。辰巳代表監査委員の報告を求めます。辰巳代表監査委員。

○代表監査委員（辰巳忠次君） それでは、去る1月20日から2月4日までにわたって実施いたしました定期監査の結果を報告させていただきます。

定期監査と申しますのは、その初めのところに書いてありますとおり、地方自治法第199条第4項によります監査でありまして、地方自治法第199条第4項では、毎会計年度1回以上期日を定めて、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理を監査するというようになっておりまして、斑鳩町の監査委員に関する条例によりますと、毎年2月に定期監査を実施するというようになっておりまして、そういった根拠に基づきまして実施した監査でございます。

法令、あるいは条例、そういった規定ではそういうふうになっておるんですが、よその市へ行ったりしますと、定期監査を毎月やっているというふうなところもあるようでございまして、以下申し上げます監査報告は、単にこの1月20日から2月4日までに行いました監査の結果ということだけでなしに、定期監査以外にも決算審査、あるいは例月出納検査というのを行ってありますが、審査だとか、あるいは検査だとか言っておりますすべて監査の範囲に入るものだろうと思えます。したがって、例月出納検査の内容も含めまして、総合した意見であることを申し上げておきます。

その報告に従いまして、2ページ以下監査の概要を書いておるんですが、監査の実施期間から監査の目的、あるいは着眼点、監査手続、こういったところは、斑鳩町監査規程第29条によりましてこういったことを明らかにするようというふうにして書いておりますので、そこに入れさせていただいておるわけでございます。

監査の対象は、記載のとおり、全部課でございまして、水道部を含む全部課を対象にいたしております。これも、大きな市あたりへ行きますと、定期監査というのは順次各部局を決めて毎年順次実施していく。何年かで循環して全部を行うというようなことを大きなところへいったらやっておるようでございます。そういう具合に掘り下げて見て

いくということ、より深く検証していこうということだろうと思うんです。将来的には、当町もそんなふうな方向もまた検討されてはどうかというふうに思ったりもします。

監査の範囲は、一般会計、それから特別会計、それから企業会計でありますところの水道事業会計、これらの予算の執行、あるいは事務の執行状況、あるいはまた財産の管理状況、ここの監査要点について監査をいたしました。

目的及び着眼点というところでありますが、これも監査規程29条で明らかにするようになっておまして、地方自治法第199条第3項では、次の4つのポイントが示されております。どういった観点から監査をするかということですが、事務の処理に当たっては、住民の福祉の増進に努めているかどうか。それから、同じく事務処理に当たって、最小の経費で最大の効果を上げているかどうか。3つ目は、組織及び運営の合理化に努めているかどうか。あるいは、組織運営については、他の地方公共団体に協力を求め、規模の適正化を図っているかどうか、これらについて監査しなさいということになっておまして、そこに書いてありますとおり、これらにつきまして、正確性、合規性、経済性、有効性、効率性、そういった観点から監査を実施したということであり、正確性というのは、事務処理が正確に行われているかどうか。それから、合規性というのは、事務処理に当たって法令や条例に、あるいは規則に違反していないかどうか。経済性というのは、不経済な支出の仕方をしていないかどうか、合理性に反するようなものはないかどうか。有効性というのは、最大の効果が上がる事務事業であるかどうか。効率性というのは、規模の適正化、組織の運営化、そういったことも合理的かどうか、こういったことを中心にどうか、監査の目的で監査手続を実施いたしました。

具体的には、監査手続は、各部より部長、課長以下の管理職の方々に会議室に順次入室いただきまして、概略の説明をお受けしました。それから、質問し、説明を受けて、あるいはまた適宜書類を閲覧し、あるいは帳簿突合、あるいは証憑突合、計算突合、そういった一般監査手続を実施し、財産については現品と台帳を照合するということで財産の実在性を確かめるということをいたしました。それで、またなお、職員の数の推移表であるとか、あるいは出勤状況、あるいは休暇の取得状況、超過勤務の状態と、そういったようなデータを提示いただきまして、事務事業に無駄がないか、無理がないか、無駄なく無理なく行われているかどうか、そういったことを検証いたしました。

監査の結果は4ページに書いてありますとおり、監査の対象となった各部課の予算に

係る財務に関する事務は、適正に執行されているというふうに判断いたしました。記載のとおりでございます。

一般会計以下4ページの真ん中頃からずっと、それらの財務の数字的な面について説明いたしております。書いてあるとおりでございますが、若干補足をしていきたいと思うんですが、まず歳入歳出の執行であります。一般会計の歳入でございますが、そこに書いてありますように、執行率が、前年が68.9%、これが本年64.8%と、4.1ポイントほど下落いたしております。これは、そこにも書いてありますが、町税の執行率が、77.8%から75.9%というふうに落ちております。

中身で見えてまいりますと、書いてますと思うんですが、町民税で1億円余り、固定資産税で4,300万円、これらが減収になっております。それからまた、収納率も若干低下をしております。

それから、ゴルフ利用税というのが84.3%から66.3%と18ポイント低下をいたしております。これは、聞いておりますと、1人当たりの1回の利用税の税額が1,200円から1,050円に下がってきておる。それから、70歳以上の方々の非課税措置が出来た。色んなそういったところが原因ではないかと思えます。

それから、地方交付税も、92.2%から88.6%、3.6ポイントこれも低下しております。それで、その5ページの上の方に書いておりますが、地方交付税、20億7,100万余りの収入でございますが、これで88.6%ということですから、去年同様の92.2%の執行率ということになりますと、もう8,400万ぐらい増える。そういうことで、町税、あるいは地方交付税、この辺が前年と同率で来ておりますと、もう2.6から2.7ポイントぐらいの歳入の執行率が回復したはずであろうということになるかと思えます。

それから、歳出の方は、ほぼ、執行率トータルで見ますと前年並みでございます。色んな異同はそこに書いてあるとおりでございます。ちょっと数字が変わっておりますが、下がっておるのは、教育費の68.0%が50.2%というふうに下がっておりますが、書いてありますとおり、史跡中宮寺跡、それから駒塚古墳の史跡用地、これの購入が3億1,000万、これが未執行になっておるといふようなところでございます。

それから、国民健康保険事業特別会計でございますが、これもまた執行率が57.4%から56%に下がっておる。逆に歳出は、同じく68.2%から72.3%というふうに逆に上がっている。一般会計と同様に歳入の方は減ってきて、歳出の方が逆に増えと

るということでございます。前年の決算審査のところでもたしか申し上げたと思うんですが、当年も支出の方が多分超過するであろうというふうに見られます。結局また、平成16年分の予算から繰上充用というふうにしなければならないのではないかとこのふうに見込まれます。収納率も低下傾向であります。だから、この赤字を埋めるためには、収納率を何とか回復しなければならない。その後で、どうしてもやむを得なかったら保険税をまた改定しなければならないというようなことを避けて通れないのではないかとこのふうにも思われます。

それから、老人保健特別会計、龍田財産区特別会計、この辺は特段の事項はございません。記載のとおりでございます。

それから、公共下水道事業特別会計でございますが、収支は書いてありますとおりでございます。17年度から一部供用開始されるということで、整備地域では既に説明会を開催して加入率が上がるように色々努力されておるようではありますが、対象世帯数の40%ぐらい出席なさっているということで、加入率を平成17年で15%、18年で42%、19年度が62%推移するというふうに見込んでおられるんですが、これが下回りますと、相当収支が悪くなるのではないかとこのことで、何とか説得、説明されて、これはより加入が多くなることによって共通の利益が上がるというんですか、住民がそれだけ負担が軽くなるということになるわけですから、不採算を防ぐために非常に今大切なことだろうと思います。何とか加入率を維持なさることが必要かと思いません。

介護保険事業特別会計でございますが、特段のことはありませんが、この保険料の歳入も、特別徴収、年金なんかから天引きされますような特別徴収は殆ど問題はありませんが、普通徴収の方は、この段階で収納率84.3%、前年が84.1%で、横ばいですが、未収があるということで、絶えず未収が残っていく、滞納が残っていくということで、国民保険税と同様です。永久に徴収の不納の分が内在必ずしていくということで、注意しなければならないということだろうと思います。

それから、水道事業会計でございますが、前年度決算は若干の赤字であったわけですが、当期は、毎月見ております月次損益計算、月次決算を見ますと、本年度の最終決算は収支損益ゼロぐらいではないのかなというふうに感じます。あるいは、若干の黒字か若干の赤字か、ほぼ損益ゼロに近い数字であろうと思います。

損益はゼロなんですけど、収支状況、資金繰りの状況でありますけど、別表の8のところ

を見ますと、予算段階であります、予算ベースで支出の方が、2億1,500万近い支出が超過するというので、資金は流出の方が多いと。しかし、その中では、支出の方で費用の中に、1億4,700万円の減価償却費と1,000万円の予備費を含んでおりますので、これが、減価償却費は資金流出がありませんので、そういったものを除きますと、5,000～6,000万ぐらい支出が多いかなということになるかと思えます。前年の水道決算のところでも申しましたんですが、長期的にはその公債を償還していかなければならない。公債の償還が約28年で返す。配水管の減価償却が30年で償却するというので、資金の弁済、償還の方が少し早いということで、いずれ資金が徐々に減っていくということで、いずれかはまた資金が足りない状態が到来する。その時には、追加出資だとか何だとかいう手立てが必要になるのではないかというふうに思われます。

財産の状況に関しましては、特別なことは、申し上げることはございません。適正に処理がなされているというふうに思われます。

それから、監査結果報告に添える意見であります、これは町の監査規程第29条によりますと、監査の結果報告に添えて助言、あるいは注意、そういったことが意見としてあれば付記しなさいということになっておりますので、若干そこへ最後の方にちょっと書いておるわけでございます。これはあくまでも意見でございます、事務の執行に不正があったとか、あるいはずさんな面があったとかいうような問題ではありません。そういった間違いだとか、あるいは大きな問題があった、こういうようなものではありません。こうしたやり方の方がより合理的ではないかという一つの監査委員の意見ということで、決して問題があったというふうなことではございませんので、そういったふう

に受け止めていただきたいと思います。

1番の事務事業内容、あるいは職員の勤務体制というところでございますが、これは、事務事業は効率よく行われているかどうかということについて毎年若干申し上げとるんです。そういったことを言おうとしておるわけなんです。事務事業が効率を上げているかどうかというのは、なかなか判断がしにくいと。そんなもの基準がなかなかない。尺度を何に求めるかということは、なかなか簡単にいかないわけです。本質的には、職員のそういった意識、取り組む意識、そういったことが本質的なことだろうと。効率的に仕事をしていこうという職員のそういう意識、そういったことが一番肝心なことであろうと思うんですが、具体的には最近よく言われてます事務事業の評価システム、こう

いったものを構築していく。それによって自己評価するというようなやり方もあろうかと思えます。しかし、そういったものをつくっていくにしても、それにまた要するコストというものがかかるわけでありまして、なかなかそういったコストが要するというところがこれまた難点でありまして、簡単にいかない。

結局、最も単純なのは、過去の数字と比較、あるいは近隣の市町村だとか、あるいはその規模がよく似通ったようなところと色んなそういう計数で比較出来るようなものがあれば比較して、これしか仕方がないのではないかと。そういったことを申し上げておるわけでございます。過去と比較してみてどんなふうになってきておるか。あるいは、近隣の市町村と比べてみてうちはどうかと、そういったものを出してみて、うちの方がよくやっているのというふうなことをそれで判断していくというようなことが一番簡単な方法ではないか。そういったことは出来ないんだらうかということをおっしゃるわけですね。出来ることなら、平均値を目指すということになしに、よそよりも一番いいトップを目指してもらおう。この辺のリーダーの自治体であるというようなところを目指してやってもらいたいということになります。

それから、それに関連しまして、職員の体制だとか、あるいは人員だとかいうことですが、正規職員は、平成13年度が246人、平成14年度が244人、平成15年度が242人と、毎年2名ずつ減少しております。しかし、臨時職員を含めると、これが340人、338人、342人と、余り減っておらない。むしろ13年に比べると2人増えておる。その中でも、臨時の常勤という方がおられるんですが、この臨時の常勤職員というのは、47人、50人、51人と、逆に増加してきておる。こういった状態になっております。合併協議会の方へ2人ほどご出向なさっておるとかいうことで、実質は増えてないんだらうと思うんですが、今頃の時代ですから、やや減少していく、減少傾向というのが一般的ではないのか。そういったようにも思われるわけになります。

こういった財政では、収支会計、そして一定の様式に従いまして決算をつくられるんですが、一般の事業会社の企業会計でありますと、パートであろうがアルバイトであろうが臨時であろうが何であろうが、全部人件費として、給料とか、あるいは賃金とかいった支出、勘定科目で処理が行われる。ところが、この役所の会計というのは、正規職員さんだけがどうも人件費のようでありまして、臨時の方々には委託費か何かで支出されるというようなことになっておるようでありまして、人件費だけの科目、人件費勘定だ

け比較すると、余り増えない。人件費が減っていくというようなことになるかも知りませんが、実際はそういった人員、色んなそういったものと総合して人員が多いか少ないかということを見なければならぬ。特に色んな事業があるわけで、毎年色んな事業の報告、というか施策の成果報告なんかを見ますと、色んな小さいものから大きなものまで事業をなさっておるんですが、こういった事業にかかる直接の経費、物件費だとか委託費だとか、かかる事業もありますし、かからない事業もある。わずかな金額で済ませられるものもある。しかし、事業をやるということになりますと、そこで必ず職員、張りつく人員が要るわけでありまして、職員がおらなければならない。そういった問題、この辺がはっきりしない。結局直接費で出てこないから、どの事業にどれだけついているとかいうのはわからない訳でありまして、結局人員が多くなってきますと、各部の総務管理費の人件費だけがどかっと膨らんでしまう。そういったことで、人員をどうするかで能率化出来るかどうか。そういったことになろうかと思えます。

今現在、国の方で三位一体の改革とかいうことを盛んに言われてまして、官から民へ、それから国から地方へというようなことの流れを言われておりまして、事務的事业というんですか、そういったものは従来国が企画をして、そして補助金、負担金措置で仕事を地方へ委託するというようなやり方でありまして、国が全部企画立案してくれる、それを受けてやっていくということであったわけですが、これからはどうなるかわかりませんが、今言われているのは、税源移譲されて地方で税金を徴収して、地方で企画執行していくということになりますと、国の方では優秀なキャリアがおりますから、色んなことを政策立案していくということになります。県当たりはまだしも、市町村にはなかなかそうはいかない。これからは色んなそういった政策立案していかなくやいけない。そういった能力が必要である。それから、税金の徴収や何やかにしても、国と同じようになりかなり厳しく徴収もしなければならぬだろうと思えます。

そうしますと、人員を減らしながら、しかも優秀な人材を確保していく、資質を上げていくというような非常に難しい問題がこれから解決しなければならないということで、少数で優秀な人々を、そういった人々によって執行していくというような方向が必要であろうと思えます。そういったことをここに書いたわけでございます。

それから、次に補償工事情報と書いてあるんですが、色んなそういった施設をつくる。し尿処理、火葬場、あるいは衛生処理場、そういったものを建設するときには、地元の承諾をしてもらわないとなかなかそういったものを建てるわけにいかない。そこで、

地元と、そういった色々な施設をつくるとか、あるいは道路やとか河川を改良すると、そういったことを優先的に地元を実施いたしましょう、そういったものを建設しましょうということう約束をしてくられておる。実践しておられるわけなんです、そこに書いてありますように、過去から現在までの累積、本年度予算も入れまして29億円余り補償工事に支出が行われております。今年も3億円余り予算を組んでおられまして、過去6年間平均で見ますと、毎年2億2,000万ぐらいの補償工事費が支出されておるということになっておるわけです。

こういった支出がいいとか悪いとか、そういうことを申し上げているわけではありません。そういうことは当然要るわけでありまして、しかしながら、長期的に見ていきますと、いずれこういったものは減少傾向をたどる。やがてはなくなるのが理想的ではないのか。いつまでも永久に同じ金額がどんどん続いていくというのはどうなんだろうかというふうに感じるわけでありまして。特に、一般会計の方も、平成19年には経常収支比率が100%を超えるというような見通しだというふうになっております。そういった財政難の時代に、どのぐらいの金額がいいのかどうかということを考えなければならない。当然に補償というのはしていかなければならない。どのぐらいのレベルでやっていけばいいのかということなんです。どのぐらいが住民が納得出来る水準であろうかというような点から、色々なこういったような情報を明らかにして行って、住民、あるいは議会、町、そういったすべてがそういった情報を共有し、相互に注目をし合って、それでこの辺ぐらいやったらよかろうというようなことを、妥当なところを考えていくべきではないかというようなことを感じたままに書いてあります。

決算書や予算書はフォームが決まっておりますので、なかなかそういったことが書けない。しかし、決算だとか何とかいうのは、事業会社の決算書でもそうなんです。注記というのがいっぱいありまして、数字だけで表現出来ないのは補足して説明する。そしてそういったものを理解してもらうということが必要なんでありまして、役所の決算書もそういった注記をして、枠外というか、また別記のところでもそういったものがわかりやすく、決算にはこういったものが入ってますよということを注目してもらうようにして、何かそういったことに世論が出やすいようにしていくというようなことが、私ら会計情報を絶えず適正にするようにというようなことをしておりますので、つついそんなことを言うんですが、そういったことを申し上げたいということでございます。

それから、その他の事項というのは、非常に細かい面でありますので、余り大したこ

とというふうな事ではなかろうかと思いますが、予算の執行に関して、これは昨年も申し上げたと思うんですが、歳出予算を組む。単年度予算主義ですから、繰り越して使えない、原則的に。そういうことになるんですが、執行率を100%目指すということは必ずしもよくないのではないかと。執行率が逆に低い方がいいのではないかと。不用額調書に書くのは書きづらいということではなく、不用額調書のところに残せたというような書き方があってもいいのではないかと。これだけ予算を用意したけれども、何とか使わずに済んだ、だから残せたというような、そういったようなことがあってもいいのではないかと。そういった方法をむしろこれからは考えていくべきではないかということを経営についてそこで初めにちょっと書いておけるわけでありませう。

それから、その次に、工事の入札、これは昨年もちょっと申し上げたんですが、工事の数と業者の数がバランスが取れ過ぎないように、なかなか町の工事は取れないというふうになるのが本当ではないかと。取りやすかったらおかしい。すると、その業者の数と工事の件数が同じぐらいでありますと、どうしても輪番的、あるいは全員が均霑化して仕事を受け取ろうとするような心理が働くのではないかとというようなことで、何があったというんではありませう。ややそういった感じで、競争が出来ているのかなというようなことを時々感じたりしますので、圧倒的に業者の数が工事の数より多いというような状態を絶えずつくっていくというような形で初めて入札、あるいは競争ということになるのではないかとというふうに思ひます。

それから、13ページ、自治会集会所、先ほども何か総務委員会かどっかでおっしゃっておられたんですが、私がそこで言っているのは、そういった問題にされているようなことについての中身を私が言っておるわけではありませう。全体的にそういった問題があるというような、あったようでありますので、そういったトラブルがあつて、何かそういったことを問題にされておりますと、住民にいたしますと、何をしているのかというふうに感じることはないんぢやうか。余りそういうことを言つてしとるといふのは、何か非建設的なことをやっているのではないかとというふうな感じがしないかな。それよりも、住民さんがどういったことをして欲しがっているのか。例えば、集会所なら集会所どういふふうにして欲しい、どういふふうに住民が感じているのか、何をして欲しがっているのかということ、何が福祉になるのかということ、そういう共通点を見いだしてもらつて、それを明らかにして、そのためにどうすればいいのかというような視点で問題解決されていければいいんぢやないかと。

特に、だからそういった重要な案件については、書いてますように、問題が起きる、あるいは問題が起きつつあるというような問題のあるようなものに関しましては、議会という審議なされる議事機関があるわけですから、そういったところで十分に審議なさってから執行なさる。単に首長と担当部署で執行していかれるのじゃなしに、十分に問題を討議なさって、それから前へ進められるというふうにしておかれれば、余りこんな問題出ないんじゃないか。普通組織で物事を動かす場合に、上へ行けば行くほど大きな問題を解決する。下へ行けば行くほど、一般の人ほど具体的な細かいことをしていくというのが、こういったピラミッド型で組織が動いていくというような基本であります。重要な問題は下の方でやらずに上の方でやっていくというふうに、より上の高いところで問題を解決していく、判断していくというようなことから言いますと、そういった議会で十分に討議をされて、それから進めていかれれば、こういった問題は余り、何とか回避出来るのではないかというふうに考えます。

それから、国民健康保険税ですが、わずかなんですが、口座振替を一生懸命やってますということなんですが、平成13年から15年にかけては、口座振替率が56.3%、55.3%、51.1%、下落してきております。努力しておられるのに結果は逆になっているということで、そうなっているのやったら、何でかという原因を分析して、それはこういうことやということがまた必要ではないか。単にやってますということではなしに、そういった理由をまた分析していくことが必要ではないか。

それから、下水道会計であります。これは収支会計でしばらくやっていくというふうに言われておるんですが、私らどうも公認会計士という会計屋でございまして、会計情報の精度、正確性、そういったものを会計処理のやり方から、あるいは財務報告するスタイル、どんな形がいいのかというようなところへすぐに意識がいてしまいますので、ちょっとそんなことを申し上げたんですが、そういった単なる収支会計よりも、複式会計による財産保全機能と、そういった財務会計、複式会計による財務会計機能を通して会計的に数字が出てくる、そういったところからの原価情報、あるいはその財産の管理情報、そういったようなことを把握していくのには、やはり企業会計方式が優れておりますので、そういったものを参考に取り入れた収支会計でも、誘導的に貸借対照表をつくるというやり方、今盛んに言われておりますが、そういったような管理が出来るような会計にしていく。そのためには、そういった複式会計という会計方式を、斟酌したようなやり方を研究して実践していかれるべきではないか。

それから、最後に、財産の管理のところ、先ほど何も財産管理に問題はありませんと申し上げましたが、リース契約で持っておられるものがある。備品なんかを、そこそこあるようであります。リース契約で持っている資産というのは、これは一般にはオペレーティング・リース、それからファイナンシャル・リースと2通りあるんですが、普通は全部金融取引、ファイナンシャル・リース、要するに単に物は買ったのと同じで、その将来リース料というのは、払っていく、分割払いのようなものである。だから、途中で解約しても、途中で資産がなくなっても、あるいは毀損してしまってもリース料は払い続けなければなりません。だから、そういったようなリースで持っておるような資産もちゃんと台帳をつけて、単に人から借りているというのではありません。それは保有しているのと同じであります。

今現在、事業会計では、国際会計基準、新会計基準で、リース資産は全部資産に上げて、そして未経過リース料は未払い債務だというふうに認識するというのが建前になっておりまして、リース資産であっても、買い取った資産は減価償却するというのが今会計のやり方であります。そうしないと、どのぐらいのものが投下資本として流れているのかははっきりしないということで、そういったやり方に今現在なっております。何もそうやれというんではありません。台帳をそういう具合に、リース資産の台帳を整備なされて、それで保管して管理していくということが必要ではないかと思えます。

細かい点は、監査終了時点で管理職の方々に色々申し上げましたので、以下は省略させていただきます。

それから、もう一つ、斑鳩町シルバー人材センター、財政援助団体等監査結果報告書一緒についていると思えますが、併せましてご報告させていただきます。

財政援助団体監査なんです、社団法人斑鳩町シルバー人材センター、なぜここを監査対象に選定したかということなんです、シルバー人材センターは厚労省の所管だそうでありまして、直接には労働基準監督署か何かの所管となっておりますが、お尋ねしますと、余り監査というようなものは殆ど今までなかったということでありますので、一度それじゃどんなふうですかということで、一度見せていただきましょうということで監査対象に選定させていただきました。

2月2日に、午前中、向こうの事務局へ往査いたしまして監査をいたしました。それ以前に、監査委員事務局の書記の方で2日間ほど予備調査を実施しておりました。主に内部統制の整備、運用の状況、組織であるとか規定の整備であるとか、あるいは書類の

決裁の手続であるとか、支出の手続、そういったものを、証憑だとか色んなところを見て内部統制がいかどうかというのを見てくれているわけでありますが、我々松田委員さんと午前中行きまして、理事長、それから事務局長さん、それから担当職員さんに出ていただきまして、質問するなり、あるいは書類を一部、定款だとか、あるいは議事録だとか、色んなそういった書類を見せていただきました。内部統制状況の後に若干フォローさせていただいたわけでございます。

監査の結果は、そこに書いてございますように、斑鳩町シルバー人材センターの上記補助金に関する出納その他の事務は、監査実施する範囲において概ね適正に処理されているものと認められましたということでございます。

見た感じですが、具体的に規模、小規模であります、規模に比較してかなりその事務処理、色んな手続が良好でありまして、おられる方々も非常にきちっとした優秀な方のように見受けられました。各証憑はきちんと整理、整備されておられます。また、議事録も非常にきちんと詳しく書かれております。質問に対する応答も要領よく明確にはきはきとてきぱきと答えていただきました。補助金は適正に目的どおり使用されているということでございます。

たった一つ、よそのシルバー人材センターで大きな災害、傷害事故か何かあったようでありまして、もしそういったものが起きると、今現在傷害保険、あるいは賠償保険は入っておるようではありますが、ちょっとそれを超えるような事故がよそであったということで、それは問題ですなということで、そういったようなものの特約がついたような保険をひとつ研究してつけておかれたらどうですかということをお願いしておきました。

以上でございます。監査結果報告を終わらせていただきます。

○議長（森河昌之君） これをもって報告第1号 監査結果報告についてを終わります。

辰巳、松田両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行していただき、本日また詳細なる報告をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

なお、辰巳代表監査委員には、監査結果報告終了後退席を申し出ておられますので、これを許可することにいたします。

暫時休憩いたします。

（午後2時59分 休憩）

---

(午後3時00分 再開)

○議長(森河昌之君) 再開いたします。

これより平成16年度施政方針の説明を求めます。小城町長。

○町長(小城利重君) 本日ここに、平成16年第1回斑鳩町議会定例会の開会に当たり、平成16年度の町政運営に向けての所信の一端と、当面の主要課題につきましての基本的な考えを申し述べ、議員皆様並びに住民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

日本の経済は、世界規模での社会経済変動の渦の中で、依然として停滞を続けており、社会経済の制度疲労ともあいまって、混迷と閉塞の隘路を抜け出せないままとなっております。また、日本を取り巻く世界情勢も、イラク及び北朝鮮をめぐる諸問題が混迷を極めており、当時国のみならず、日本を含め多くの国々を巻き込みながら、解決の糸口を求め、日々葛藤が繰り返されております。

新世紀を前にしていたころ、「20世紀は戦争の世紀」と総括した人がいますが、その総括は、来るべき21世紀には平和が実現するという期待を込めてのものでありました。しかしながら、今も恒久平和にはほど遠いことが実感されます。争いは人間の本質なののでしょうか。悲しいことでもあります。「戦争は人の心の中に生まれるものであるから、人の心の中に平和の砦を築かなければならない」というユネスコを思い出したいものであります。

このような中、うれしい春の知らせが届きました。斑鳩高等学校野球部が2大会連続して選抜高等学校野球大会に出場します。再び「斑鳩」の名前を全国にとどろかせてくれるとともに、選手たちのプレーと生徒の応援は、必ずや私たちにさらなる勇気と感動を与えてくれるものと期待し、その活躍に胸が膨らむ思いであります。

さて、昨年も多くの人々が自らの将来や次の世代への不安を感じた年でありました。

私は、町民憲章に掲げるように、聖徳太子ゆかりの斑鳩のまちに住むことを誇りとし、「和」の精神を尊び、明るく豊かな郷土づくりをめざすため、人にやさしいまちづくりを基本理念に、議員皆様、そして住民皆様とともに汗を流しながら町政の運営に取り組んでまいりました。そして、その取り組みを通して、「一人ひとりが創り出すまち～歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の創造に向けた確かな歩みをともに築けたものと確信しております。

平成15年度を振り返りますと、懸案でありましたいかるがパークウェイが、小吉田

モデル区間の完成を迎え、今月3日に開通される運びとなり、これにあわせて、都市計画道路法隆寺線の一部も開通できるなど、事業の進捗が確かな形で現れてまいりました。また、公共下水道の整備につきましても、関連条例等の整備も終わり、引き続き平成17年4月の供用開始をめざし、事業の進捗を図ったところであります。さらには、「法隆寺地域の仏教建造物」が世界文化遺産に登録されて10年が経過しましたことから、その記念にシンポジウムを開催いたしました。多くの来場者を迎え、またメディアを通して、1400年前、太子が斑鳩で問いかけた「日本人の心の原点」を再確認するとともに、斑鳩町が持つ魅力を広く内外に発信できたものと考えております。

このように着実な歩みを進めてはいるものの、市町村合併、少子高齢化対策など時代の変化に即した課題は数多くあります。そして、私たちを取り巻く環境は、地方分権や市町村合併、国において進められようとしている三位一体の改革など変革期を迎え、大きく動いております。

私は、この変革期において、私たちのふるさと「斑鳩」のまちづくりや将来に向けて進むべき方向はどのようにあるべきか、今、重要な分岐点にあると考えております。

そのため、議員皆様、住民皆様とともに、今後の斑鳩のありようにつきまして、真摯な議論を行ってまいりたいと考えております。そして、何よりも斑鳩の将来を担う子どもたちの未来のためにも、間違いなく判断し、対処していくことが、私に課せられた最大の責務であると、心深くいたしているところであります。

本町財政は、長引く経済不況による町税の減収、国の三位一体改革による国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税総額の減額など、これまでも増して大変厳しい状況にあります。

その一方で、時代の変化に即した少子高齢化対策、教育への取り組み、住民の健康対策、環境問題への対応やJR法隆寺駅周辺整備、都市計画道路法隆寺線をはじめとする都市基盤の整備など、多様に刻々と変化する住民の要望に応じていく必要があります。

平成16年度の予算編成は、このような状況のもとで行ったところであり、事務事業経費のさらなる見直し等を断行するとともに、公共施設整備基金、都市計画事業整備基金の活用などにより財源を捻出し、限られた財源の中で行政サービスの維持・向上に努めていくため、真に優先度の高い施策・事業に重点的な配分を行ったところであります。

そのため、平成16年度予算は、一般会計で総額92億4,000万円を計上いたし

ました。前年度と比較して、8億6,000万円、10.3%の増額となっております。この総額には、過去に借り入れている減税補てん債の借り換えを含んでおりますことから、実質的な予算額は、86億1,810万円となり、対前年度比2.8%、2億3,810万円の増額となっております。

また、一般会計、特別会計及び企業会計の7会計を合わせました総予算額は、170億8,810万円となっており、前年度と比較して、9億7,918万円、6.1%の増額となっております。

今こそ、人のきずなや支えあい、ともに汗を流す喜びを大切に、一人ひとりが個人として尊重され、それぞれの力を存分に発揮し行動できる活力あるまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

私はこのような視点に立って、1として、「歴史と文化を大切に、貴重な遺産の次世代への伝承」、2として、「人にやさしい道づくり・駅づくり」、3として、「人にやさしく、ともに生きる福祉のまちづくり」、4として、「新しい制度への対応」、5として、「持続発展が可能な循環型社会の形成」を、引き続き重点施策として掲げ、人にやさしいまちづくりをめざし、常に住民の視点に立った取り組みに全力を傾注してまいり所存であります。

続きまして、平成16年度予算の主要施策について、総合計画の基本施策の柱に沿ってその考えを申し上げます。

第1の柱は、ともに生き心ふれあうまちづくりであります。

第1は、コミュニティづくりであります。

斑鳩に住むことに愛着と誇りが持てるまちづくりをめざし、自治会組織をはじめ、住民ボランティア活動などの自主的な活動を支援してまいります。その支援を通して、あたたかな人とひととのつながりがあるコミュニティの形成、地域社会の連携強化が促進されるものと期待しております。

次に、ふるさと意識を育み、その気運づくりを図るため、「難読」といわれる町村名を持つ自治体が一堂に会す「難読町村サミット」の開催を予定しております。全国各地からご参加をいただきますことから、幅広い意見交換や問題提起を通して、新たな視点での諸施策の推進に活かせるものと考えております。

第2は、人権・平和であります。

はじめに、人権施策の推進につきましては、個々の人権を尊重する社会の実現に向け

、人権教育のための国連10年・斑鳩町行動計画に基づき、人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会を築くとともに、人権問題の理解を深めるための総合的かつ計画的な施策の推進に取り組んでまいります。

次に、世界を見てみますと、今も恒久平和にはほど遠いことが実感されます。非核平和の推進につきましては、「斑鳩町非核平和宣言」の精神にのっとり、今一度、真の平和の大切さを考えるとともに、本宣言の趣旨を積極的に推進してまいります。

第3は、男女共同参画社会の推進であります。

男女共同参画社会の推進につきましては、さらにその推進を図るため、新たに制定いたします斑鳩町男女共同参画推進条例を基本理念として、男女がお互いの人権を尊重しながら、その個性や能力を社会のあらゆる場面で発揮できるよう、「女と男が輝く未来計画」をもとに、男女双方の意識改革や男女共同参画に関する教育及び学習機会拡充、子育て環境の整備、福祉サービスの充実などの取り組みを推進してまいります。

新年度におきましては、町民意識の現状を把握し、今後の施策展開検討の資料とするために、男女共同参画に関する住民意識調査を行ってまいります。

第4に情報化社会への対応であります。

国の「行政手続オンライン化関係三法」の施行によって、電子政府、電子自治体の構築が推進されており、本町におきましても、平成15年度に整備いたしました行政機関同士の高度情報流通を可能にする総合行政ネットワークを最大限に活用するために、庁舎内電子システムの更新に着手してまいります。

第2の柱は、すこやかにともに生きる福祉のまちづくりであります。

第1は、生涯福祉の充実であります。

はじめに、(仮称)総合福祉会館の建設に関しまして、ご報告申し上げます。

本施設の建設につきましては、事業着手に向け、鋭意努力を行ってまいりましたところではありますが、地権者の皆様方のご理解、ご協力を得るに至らず、このため、予定しておりました建設地での整備を断念せざるを得ない状況となりました。

本施設の建設は、本町の重点施策の一つでもありますので、少し時間的な余裕をいただく中で、議員皆様と十分ご相談申し上げ、慎重に対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域福祉につきましては、すべての人が地域のあたたかいふれあいの中で、助け合いながら自立し、生きがいをもって生活できるよう、住民の地域福祉の核として、

引き続き社会福祉協議会の活動への支援を行ってまいります。また、平成15年度から2カ年で取り組んでおります高齢者・障害者・子育てについての福祉サービス現況調査をとりまとめるとともに、地域ぐるみでの福祉活動を促進するため、ボランティア活動の支援を図ってまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。平成15年度から第2期介護保険事業計画・老人保健福祉計画期間に入ったわけではありますが、平成16年度以降も引き続き、この両計画に基づき、高齢者の方が、できる限り要介護状態に陥ることなく、住み慣れた地域や家庭で暮らすことができるよう、日常生活の自立支援や介護サービスの適正な利用促進を図り、より一層のサービスの充実に努めてまいります。

また、現在、70歳以上の高齢者の方に「高齢者優待乗車券」としてバスカードの交付を実施しておりますが、新年度からは、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里で利用できる入浴券も交付対象とし、希望される優待券のどちらか一つを選択していただき交付することとし、高齢者の皆様の外出支援と生きがいつくり役に役立てていただきたいと考えております。

次に、障害者福祉についてであります。障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念のもと、これまでの生活支援という面だけでなく、身近な地域で自立した生活と社会参加を促進するサービスの充実が求められてきております。

そうしたことから、時代の変化に対応した施策の新たな展開が図れるよう、平成11年3月に策定した斑鳩町障害者計画の見直しを行ってまいります。

また、地域生活支援では、昨年4月より、行政がサービスを特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者が事業者との対等な関係に基づき、自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用する「支援費制度」がスタートするなど、障害者福祉サービスの利用の仕組みが大きく変わってきております。

今後も、地域で安心して暮らせるより良いサービスの提供に向けて、関係機関と連携を図りながら、制度の円滑な実施とサービスの基盤整備に努めてまいります。

次に、児童福祉についてであります。核家族化や都市化の進行などにより、家庭や地域における子育て機能が低下するなど、子どもとその家族を取り巻く環境が変化する中で、保育園の果たす役割はますます大きくなってきております。

保護者の多様な保育需要に対応するため、乳児保育・延長保育、一時的保育等の特別

保育事業を取り入れるとともに、園庭開放や家庭支援講座等を通して、地域での子育て支援事業の充実にも努めてきております。

さらに、放課後児童対策につきましても、女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、受け入れ児童も年々増加しており、引き続き児童の健全育成に努めてまいります。

また、平成15年7月に制定されました次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年4月から5年間の次世代支援のための行動計画を策定するに当たり、広くその意見を聞くために、斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会を設置し、子どもたちがすこやか育つための環境整備を進めてまいります。

第2は、健康づくりの推進であります。

はじめに、健康づくりの推進につきましては、近年、生活水準の向上や医学・医療の進歩により、「感染症」等の急性期疾患を減らすことができ、今日において日本は、世界の長寿国となりました。

しかしその一方で、がん、心臓病、脳卒中などの「生活習慣病」にかかる人が増加しており、さらに「寝たきり」や「痴呆」のように高齢化の進行に伴う障害も増加してきております。

本町におきましても、医療費が年々増加傾向を示しており、中でも、循環器疾患の受診件数が最も多く、また総医療費に占める割合も高くなっております。

循環器疾患の発病は、不健康な生活の積み重ねにより起こることから、より良い生活習慣をめざし、健康づくり運動を地域住民と一体となって総合的かつ効果的に推進してまいります。

次に、保健・医療体制の充実につきましては、昨年策定いたしました健康いかるが21計画に基づき、高血圧・脳卒中の予防に取り組んでまいります。

高血圧・脳卒中を予防するためには、より良い生活習慣をめざすことが重要であります。そこで、一人ひとりが主体的に行動できるよう関係団体との連携を図り支援するとともに、住民皆様が健康により良い行動をとりやすい環境づくりを推進してまいります。

また、子どもへの虐待が社会問題となっております状況の中、保健センターでは妊娠・出産に対する不安を軽減し、母親や父親が愛情をもって安心して子育てができる環境を整えるため、関係機関との連携を図り相談体制の充実にも努めてまいります。

第3の柱は、文化の香り高く心豊かなまちづくりであります。

第1は、生涯学習・スポーツの推進であります。

はじめに、生涯学習の推進についてであります。都市化の進行等により、地域の連帯感が希薄化し、地域社会の機能が衰退しており、これら課題に適切に対応することが求められております。

そうしたことから、地域社会づくりに向けた生涯学習の推進に努めてまいります。

そのためには、学校、家庭、地域社会等と連携し、教育力の向上を図ることが必要と考えており、とりわけ家庭教育の活性化、地域の教育力の向上をめざすとともに、文化事業や青少年対策事業などとの相互補完的な関係を保ちながら、様々な機会での活動の提供など、その支援を行ってまいります。

また、生涯スポーツの振興につきましても、心身ともに健全で人間性豊かな生活を営むためのスポーツ・レクリエーション活動の提供を推進してまいります。

次に、図書館の運営についてであります。年間平均約22万人の利用があり、また、全国142町村の中で、貸出冊数など常に実績上位にあります当館であります。今後とも図書資料の充実を図り、その機能の向上を図ってまいりたいと考えております。さらには、学校との連携を図りながら、本町の子ども読書活動推進計画の策定に取り組んでまいります。

第2は、教育・人づくりの充実であります。

21世紀の輝かしい未来を担っていく青少年たちが、豊かな心を育み、それぞれの個性を発揮し、たくましく育っていくことは、私たちの願いであります。

しかし、少子化・高度情報化・国際化など青少年を取り巻く急激な社会変化や価値観の多様化に伴い、新たな青少年問題が発生しており、その解決には青少年の視点に立った取り組みや家庭・学校・地域・行政の有機的な連携が求められるなど、青少年を取り巻く社会情勢の変化への新たな対応が課題となっております。

はじめに、学校教育の充実につきましては、基礎基本を学んだ上で、自ら学び、自ら考え、自ら行動するという「生きる力」を身につけさせることが最重要課題であるとと考えております。

そしてこのことを踏まえました上で、小学校から中学校へ児童・生徒がよりスムーズに移行できるよう、昨年度から進めております小中一貫教育に係る研究を引き続き実施させていただきたいと考えております。

その一方で、各学校・幼稚園における家庭教育学級をより充実させることにより、学

校と保護者、ひいては地域社会全体で斑鳩町の子どもたちを育てていくという気運が高まっていくことを期待しているところであります。

また、昨年に引き続き、小・中学校への町費講師派遣による人的支援や教育環境の整備充実に努めてまいります。

次に、青少年の健全育成についてであります。青少年をめぐる問題は、その背景に、様々な要因が相互に複雑に絡み合っているものであります。まず、大人自身が、社会の構成員として、また親として公共の調和、自由と規律の調和のあり方や子どもの人格形成に対する責務について自らに問い直した上で、社会の基本的なルールを次世代に伝達していくことが重要であると考えております。

そうしたことから、各学校、幼稚園はもとより、地域の教育力の向上をめざし、地域家庭教育講座等の開催や青少年が社会に参加できる環境づくりを推進し、より充実した人間関係が作り上げられるような機会を提供してまいりたいと考えております。

第3は、地域文化の保存と創造であります。

はじめに、歴史文化の保全と継承についてであります。

本町に現存する歴史的・文化的遺産は、わが国の歴史や文化を正しく理解する上で欠くことのできないものであります。これら遺産を次世代に伝えていくことは、私たちに課せられた責務の一つであります。

これら遺産を守り伝えていくという意識の醸成を図るために、歴史講演会や学習会などあらゆる機会をとおして、引き続き、その周知、啓発に努めてまいります。

また、新年度におきましては、聖徳太子が「憲法十七条」を制定されてから1400年の年を迎えます。この機会をとらえ、聖徳太子の精神を再認識することによる地域文化の活性化を図るとともに、本町から広く内外に向けて情報発信を行ってまいりたいと考えております。

さらには、法隆寺や姫路城などをはじめとする日本の「木造世界遺産」は、世界的に見ましても稀少価値の高いものであります。日本文化の象徴ともいえます「木の文化」の素晴らしさを日本から全世界にPRし、新たに国際的な観光需要を掘り起こすために、奈良市、姫路市等の関係市町村と協議会を設立し、共同でフォーラムの開催や観光モデルコースの調査研究などを行ってまいります。

次に、史跡藤ノ木古墳の整備についてであります。宝積寺跡と推定される南側広場部分の第5次発掘調査も完了し、古墳整備に伴う墳形や規模についての基礎的なデータ

が収集出来ましたことから、具体的な墳丘及び石室の整備手法について、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を中心に検討してまいり、平成19年度で史跡地内の整備完了を目標に努力してまいります。

次に、史跡中宮寺跡の整備につきましては、平成15年度から3カ年の計画で史跡地内の公有化を図ることとし、初年度、地権者皆様のご理解のもと、順調に公有化が図られたところであります。飛鳥時代創建の貴重な遺跡として、その保存と活用を目的とした史跡公園として整備してまいります。

次に、文化・芸術の振興についてであります。

住民皆様の文化活動の拠点であります「いかるがホール」は、その利用者も増えており、地域文化の創造に大きく寄与しているところであります。

今後とも、地域文化創造の拠点施設として、その機能を十分に発揮できるよう住民皆様のニーズに対応した幅広い事業を展開し、個性と魅力ある地域文化活動を推進してまいります。

第4の柱は、潤いのある魅力的なまちづくりであります。

第1は、市街地・住環境の整備であります。

JR法隆寺駅周辺整備につきましては、現在、作業を進めております橋上駅舎及び自由通路等の基本設計によりまして、橋上駅舎の位置や意匠、構造あるいは関連する駅前広場や周辺道路の整備プランの絞り込みを行い、全体像を明らかにしていこうという段階にあります。今後、基本設計の成果を踏まえまして、JRにおいて駅舎自由通路の詳細設計及び2面2線化への配線変更工事等が行われた後、駅舎自由通路の本体工事に着手するという手順になってまいります。町といたしましても、駅舎のバリアフリー化や駅周辺の交通安全に対する住民ニーズが高まる中、住民皆様が安全に安心して駅をご利用いただけるよう駅周辺整備の推進に努力してまいります。

次に、町営住宅建設事業についてであります。平成12年度に策定いたしました斑鳩町営住宅ストック総合活用計画の実施プログラムに基づき、第1期として五百井団地・興留団地の移転建て替え及び新規募集分を含み斑鳩町営目安北団地を平成15年6月に建設いたしました。引き続き第2期として老朽化している既存団地の移転建て替え、新年度におきましては、建設計画の基本方針の策定に取りかかりたいと考えております。特に候補地の選定、規模等につきましては目安北団地建設内容をも参考にし、またバリアフリー化を含め高齢者・障害者等に配慮したものとして計画してまいりたいと考え

ております。

第2は、道路・交通体系の整備についてであります。

都市形成の骨格となる道路体系の整備につきましては、引き続き町内主要道路のネットワーク化を図ってまいりますとともに、安全性や快適性に配慮した人にやさしい道づくりを進めてまいります。

はじめに、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。先ほども申し上げましたように、小吉田モデル区間400メートルが完成いたしまして、今日3日に開通の日を迎える運びとなりました。今日までの議員皆様をはじめ関係各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝いたしているところであります。

本町といたしましては、モデル区間の所期の目的を達成するため、当面はより多くの住民皆様にモデル区間をご覧いただけるようPRを行いつつ、評価を得るべく努力してまいります。そして、それらの評価結果等を今後の他区間での整備に活かしていくことが重要であると考えております。

また、延伸区間であります稲葉車瀬区間につきましても関係各位のご理解をいただき、順調に事業が進展するものと考えており、国土交通省と十分な調整を図りながら事業促進に取り組んでまいります。

次に、都市計画道路法隆寺線の整備についてであります。

都市計画道路法隆寺線につきましても、小吉田モデル区間の供用と合わせまして、パークウェイから服部道までを一部供用してまいります。

また、事業用地の確保ができました区間におきましては、可能な限り道路築造工事を進めているところでありますが、用地買収に至っていない所も残っており、引き続きご理解を得られるよう用地交渉等を行い、予定区間の早期完成に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、道路整備5カ年計画についてであります。議会にもご相談申し上げながら、平成16年度から新たに5カ年計画として11路線を定めさせていただきました。住民の方々の生活道路として位置付けられる重要な道路であることから、計画的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員皆様方にもよろしくご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、県道天理斑鳩線の進捗状況についてであります。

東洋シールから興留交差点の約600メートル区間の内、人家連たん部分西側約20

0メートル区間は、昨年春に暫定工事が完了され、通行車両及び通行者の安全が図られたところでもあります。一方、農地部分につきましては、境界立会が実施され、一部未確定箇所があるものの、概ね確定されていると聞いております。

今後、町といたしましては、県と事業の進め方につきまして協議を行い、境界の確定等、地元関係者のご理解、ご協力を得るべく事業化に向けて一層取り組みを進めてまいりたいと考えております。

第3は、公園・緑地についてであります。

法隆寺門前広場の整備についてであります。ご承知のように、先般、県において法隆寺門前線計画地の残存物件の撤去が行われ、残工事に着手されたところでもあります。本町におきましても、法隆寺門前の修景機能を備えた広場整備として機能が発揮できるよう、残っております東側門前広場整備事業につきまして、道路整備完了後、速やかに着手できるよう、県と連絡を密にしながら、その対応を図ってまいりたいと考えております。

第4は、風景・景観の形成であります。

法隆寺・法起寺、法輪寺周辺などの自然環境や田園風景と歴史的景観が一体となった風景を保全するため、景観形成作物として推進しておりますコスモスの栽培につきましては、斑鳩の秋の風物詩として、多くの皆様に親しまれているところでもあります。引き続き、地元の皆様のご協力を得ながら、栽培を奨励し、地域特性を活かした斑鳩らしい風景、景観の創出に努めてまいります。

また、西里地区において歴史的な道筋として整備を進めております法隆寺・藤ノ木線の整備につきましては、電線共同溝整備工事や沿道の公園整備工事を進めてまいりました。今後は、新年度から2カ年で道路表面の美装化工事を実施し、歴史的な景観の保全に努めてまいります。

第5の柱は、安全で快適なまちづくりであります。

第1は、環境保全の推進であります。

わが国の環境問題は、高度経済成長期の産業型公害などを中心としたものから、都市生活型公害や廃棄物問題、地球環境問題などのように日常生活に起因するものへと変化してまいりましたが、今後も環境問題は、さらに変化を重ねていくのではないかと思料しております。

このような環境問題の変化に対応していくためには、持続可能な地域づくりの構築が

必要不可欠であると考えております。

現在、取りざたされている地球環境問題にいたしましても、地域の環境が無数につながり、相互に依存、影響しあって地球環境が構成されていることを考えますと、地域段階における取り組みは地球環境問題への対応の基礎となると考えているところであります。

また、日常生活そのものが環境負荷の原因となっている今日、生活様式の見直しが課題となっており、私たち自らが生活と環境との関わりあいについて認識を深めつつ身近な取り組みを進める上で、地域は環境保全への取り組みの絶好の場であります。

そのため、持続可能な地域づくりの構築に必要な「意識・行動を変える」、「取り組みを助ける」、「人材・組織を育成する」、「率先して取り組む」といったことに重点をおき、施策を実施してまいります。

具体的には、平成10年度より実施しております環境問題学習会や環境教室を新年度も継続して開催してまいりますとともに、地球温暖化防止啓発事業を新たに実施し、意識や行動を変える機会を提供してまいります。

また、環境保全推進委員や自治会、団体の環境保全活動に対する支援などを充実させ、取り組みの支援、人材・組織の育成に努めてまいりたいと考えております。

さらには、持続可能な地域づくりの実現に向けて、率先して行政が取り組む証として、認証取得いたしましたISO14001環境マネジメントシステムにつきましても、より一層システム運用を強化し、環境にやさしい業務・事務事業の実施に努め、住民、事業者の先導的役割を担いながら、人と自然が共生し、かつ環境に対して負荷の少ない持続可能な地域づくりの実現に努力してまいりたいと考えております。

次に、我々の最も身近な環境問題であるごみ問題であります。

一般的に、ごみ処理有料化による減量効果は一過性のものといわれておりますが、本町では、ごみ処理有料化導入以後、ピーク時の排出量を下回って推移しており、住民皆様のごみ問題に対する意識は定着しつつあると考えております。

今後も、このような気運が低下しないよう、あらゆるリサイクル方法及びごみ減量化手法を研究し、循環型社会の形成・推進に向け、積極的に取り組んでまいります。

とりわけ、現在、埋立処理をしておりますビニールごみにつきましては、近い将来、リサイクル処理をするべく、現在、調査研究を行っております。町の方針が決定した時点で、議員皆様にもご相談申し上げ、進めてまいりたいと考えております。

また、衛生処理場をはじめとする廃棄物処理施設の必要な改修を行うことにより、施設の延命化を図り、適切な維持管理を行い、良好な稼働環境の維持に努めてまいります。

第2は、防災・防犯であります。

はじめに、防災体制の整備につきましては、災害に備えるまち、安全で安心して暮らせるまちをめざして、災害の未然防止と拡大防止をはじめ、非常備消防の充実、防犯体制の充実等に努めてまいります。

新年度におきましては、生駒郡4町が合同で行う第2回目の総合防災訓練が実施されますことから、広域的な防災関係機関等との連携体制の確立を図りますとともに、昨年に引き続き、災害時における地域での災害応急対策ができるよう、住民主体で実施します実践型の地区別防災訓練も行ってまいり、さらには、自衛消防団の育成のための支援を行うなど、住民の自主防災意識の向上と関係機関相互の連携強化を図ってまいります。

また、消防団員の消防技術の向上と士気高揚のために行われる消防ポンプ車操法大会に参加し、斑鳩町消防団がこれまで培ってきた迅速かつ適切な消防技術等を発揮し、当町消防団の名声を高めていただくことを願い、その大会へ参加するための所要の措置を行ってまいります。

次に、防犯体制の整備につきましては、犯罪を未然に防ぐため、行政・住民・関係機関等が一体となった地域防犯意識の高揚を進めてまいりますほか、地域における防犯灯の設置や維持管理の支援を引き続き行うなど、より一層の自主防犯体制の推進にも努めてまいります。

また、懸案であります富雄川河川改修につきましては、富雄川に架かるJR橋の改修に向けて協議を進められてきましたが、昨年、奈良県とJRとの協議が整い9月から工事に着手されたところであります。JR橋梁部は多大な予算と工期を必要とし、完成は平成17年春という予定で進められております。また、JR橋梁部より上流部分の整備については調査等を進める一方、地元水利組合等関係者と協議され早期整備促進を図っておられますが、町といたしましても事業の早期促進を図るため、県と地元関係者の調整役として取り組んでまいります。

次に、交通安全対策についてであります。交通事故から住民の生命を守るため、西和警察署をはじめ、各関係機関と連携を図り、立哨指導、巡回パトロール、交通安全教

室などを開催し、交通安全意識の高揚に努めますとともに、子どもやお年寄り、障害者にやさしい交通安全施設の整備を図ってまいります。

第3は、上・下水道の整備であります。

はじめに、上水道につきましては、より良質で安全な水の安定的な供給が要請されるとともに、地震等に対する安全性の確保や老朽化への対応が求められております。

一方、経営状況は、給水量の減少により水道料金が減収する中で、企業債の元利償還金が、水道料金収入の約25%と高い比率を占める状況が続き、厳しい経営をしいられております。

そうしたことから、議員皆様と協議しながら安定的な経営、計画的な整備を行うため、長期的な水道事業計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、下水道の整備についてであります。国においては、平成19年度までを目標とする社会資本整備重点計画が閣議決定され、下水道処理人口普及率を65%から72%に向上するなど、数値目標を掲げ、重点的、効率的に推進されております。

本町におきましても、「良好な居住環境の形成」、「良好な水環境への改善」等を推進する上で下水道整備は不可欠であり、下水道の供用開始を待ち望んできたところであります。

現在、平成17年4月の供用開始に向け関係自治会へ説明会に伺うとともに、指定工事店の指定等必要な作業を順次進めております。

新年度におきましては、財政状況が厳しい中ではありますが、事業目的を達成するため、面整備を計画的に推進するべく予算の計上を行っております。

第6の柱は、にぎわいのあるまちづくりであります。

本町の自然・歴史・文化資源など地域特性を有効に活用した施策の展開を図り、活力に満ちたにぎわいのあるまちづくりを進めてまいります。

第1は、農業の振興であります。

農業を取り巻く環境は、輸入農産物の増大や産地間競争の激化、農業者の高齢化など、大変厳しいものがあります。

このような状況下におきまして、農業経営の改善をめざし、農道・用排水路・ため池など土地基盤の整備を計画的に推進してまいります。

第2は、商工業の振興であります。

現在、景気の悪化は下げ止まりつつあるとはいえ、消費者の購買意欲の停滞や企業の

倒産など、依然として極めて厳しい状況にあります。商工会との連携強化に努め、地域経済の振興を図ってまいりたいと考えております。

第3は、観光の振興であります。

観光客数につきましては、年々減少しており、来訪者も法隆寺などの寺院に参拝するだけといった拠点通過型の観光が中心であります。

今後は、散策型・回遊型観光や、一度訪れていただいた方が何度も訪れていただけるようリピーター型の観光地として、また、外国人観光客にも対応できる魅力ある斑鳩の里づくりを推進してまいりたいと考えております。

最後に、町政の運営に関する施策につきまして申し述べます。

はじめに、行財政改革の推進についてであります。

行政改革推進委員会より答申いただいた大綱に基づきまして、実施計画のとりまとめ作業を進めているところでございますが、高い目標をめざすことと、実現可能で現実的な計画を立てることとのすり合わせに、多大な時間を要しております。しかし、年度当初には実施計画を策定し、できるだけ早い時期に、その進捗状況とともに、住民皆様に公表し、その実施を推進してまいり所存であります。

また、事務事業評価制度の導入につきましては、平成12年度からの試行実施により、実効性の高いシステムの確立に向け、その調査研究に取り組んでまいりましたところでありますが、いまだ評価システムとして完全に確立したとはいえず、引き続き一部の事務事業について試行を重ねながら評価シートの改良を実施し、住民皆様にとって分かりやすいシステムをめざしてまいります。

次に、職員の資質の向上についてであります。

国においては、平成13年12月25日に「公務員制度改革大綱」が閣議決定され、大綱では、新たな公務員制度の概要として、能力等級制度の導入、能力・職責・業績を反映した新給与制度の確立、能力評価と業績評価からなる新評価制度の導入等について、平成18年度を目途に、新たな制度に移行することとされており、本町におきましても、これらの国の動向を見据えながら、人事制度の研究、検討を深め、公務員制度改革に備えてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、最大の懸念である市町村合併につきまして、申し述べます。

合併問題につきましては、ご承知のように昨年6月8日に法定合併協議会が設置され、広域7町に関する合併の協議を進めているところであります。

合併の是非の論議については、私は常に住民の視点で行われるべきであると考えております。

今年の6月以降には、新市建設計画（案）と新市の財政シミュレーションが策定される見込みでありますので、それ以降に住民説明会を開催し、合併の是非を判断する情報につきまして、住民皆様に可能な限り提供してまいりたいと考えております。

合併特例法の適用期限も迫ってきておりますことから、時期を見極めて直接住民の意向を確認し、住民皆様にとっても最も身近な基礎自治体としての斑鳩町の望ましい姿について、議会にもご相談申し上げながら、一定の結論を導き出したいと考えております。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と、平成16年度における主要施策の概要につきまして申し上げます。

私は、諸施策、事業の推進に当たり、職員に一層の自覚と研鑽を求めながら、私自身はその先頭に立ち、住民皆様と一緒に力強く町政を推進してまいりたいと考えております。どうか議員皆様におかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君）　ここで、午後3時55分まで休憩いたします。

（午後3時37分　休憩）

---

（午後3時55分　再開）

○議長（森河昌之君）　再開いたします。

ここで皆様方に、19時まで時間延長いたしますことをお知らせいたします。

次に日程8、議案第1号　斑鳩町男女共同参画推進条例について、日程9、議案第2号　斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例について、日程10、議案第3号　斑鳩町障害者福祉計画検討委員会設置条例について、日程11、議案第4号　特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程12、議案第5号　平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について、日程13、議案第6号　平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日程14、議案第7号　平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程15、議案第8号　平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第4号）について、日程16、議案第9号　平成16年度斑鳩町

一般会計予算について、日程 17、議案第 10 号 平成 16 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程 18、議案第 11 号 平成 16 年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、日程 19、議案第 12 号 平成 16 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、日程 20、議案第 13 号 平成 16 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、日程 21、議案第 14 号 平成 16 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程 22、議案第 15 号 平成 16 年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程 23、認定第 1 号 町道の廃止について、日程 24、同意第 1 号 収入役選任について同意を求めることについて、日程 25、陳情第 1 号 陳情書、日程 26、報告第 2 号 平成 16 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、日程 27、報告第 3 号 平成 15 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第 1 号）及び平成 16 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について、以上 20 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました 19 議案の総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要をご説明させていただきます。

まず、議案第 1 号 斑鳩町男女共同参画推進条例についてであります。

男女共同参画の推進に関する基本理念を明らかにし、町、町民、事業者がともに連携・協力することによって、男女共同参画社会の実現をめざした取り組みを総合的かつ計画的に推進するために、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第 2 号 斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例についてであります。

平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法が制定され、平成 17 年 4 月から 5 年間の当町における次世代支援のための具体的な行動計画を策定するに当たり、広く意見を聞き、調査、研究及び検討を行うために、斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会を設置するものであり、その設置のために本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第 3 号 斑鳩町障害者福祉計画検討委員会設置条例についてであります。

本計画は障害者基本法第 7 条の 2 第 3 項の規定により市町村障害者計画を策定することとなっており、本町におきましては、平成 11 年 3 月にノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念として「斑鳩町障害者計画」を策定し、障害者施策を推進してまいりました。

その後、国においては支援費制度の開始や新障害者基本計画の策定など、障害のある人のための施策に関する新しい動きがあり、こうした状況に対応するため、また本計画が10カ年計画の中間年に当たることから、見直しの必要もあり、広くその意見を聞くために斑鳩町障害者福祉計画検討委員会を設置するものであり、その設置のために本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第1号による斑鳩町男女共同参画推進条例の制定により、斑鳩町男女共同参画社会推進委員会の名称が、斑鳩町男女共同参画推進委員会に改められること、また、議案第2号及び議案第3号としてご説明させていただきました斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例及び斑鳩町障害者福祉計画検討委員会設置条例の制定に伴い、新たにその委員の報酬額等を定めるため、本条例の一部をそれぞれ改正するものであります。

次に、議案第5号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,909万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億7,652万2,000円とするものであります。

予算補正の主な内容であります。はじめに、歳入予算の補正内容についてであります。

第10款 分担金及び負担金 第1項分担金では、高安農道に係ります土地改良事業費分担金で103万4,000円の減額補正であります。

第13款 県支出金 第2項県補助金では、県単独土地改良事業費補助金等の交付予定額が確定しましたことから、農林水産業費県補助金で62万5,000円の減額補正をお願いするものであります。また、第3項県委託金につきましても、生産調整推進対策費委託金等の交付予定額が確定しましたことから、農林水産業費県委託金で35万2,000円の減額補正をお願いするものであります。

第14款 財産収入 第1項財産運用収入では、各基金利子の確定により30万7,000円の増額補正となっております。

第15款 寄附金では、文化振興基金にとご寄附いただきました50万円、福祉基金

にとご寄附いただきました30万円、そして藤ノ木古墳整備基金にとご寄附いただきました1万3,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

第19款 町債では、起債対象事業費等の確定により、また資金手当として、当初計上しておりました町債につきまして、決算を見込みます中、一般財源での充当が可能となりましたことから、4,820万円の減額補正をお願いするものであります。

民生債で、総合福祉会館建設事業債490万円の減額、土木債では、法隆寺線の整備に係る地方特定道路整備事業債450万円の増額と法隆寺・藤ノ木線の整備に活用しておりますまちづくり総合支援事業債4,990万円の減額、消防債では、防災まちづくり事業債30万円の減額、教育債では、義務教育施設整備事業債1,500万円の減額と駒塚古墳等史跡用地購入事業債30万円の増額、減税補てん債では、640万円の増額となっております。

また、農林水産業債では、新たに、ため池整備事業債として90万円の追加補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正内容であります。

第1款 議会費では、議員期末手当432万6千円の減額補正であります。

第2款 総務費 第1項総務管理費では、第1目一般管理費で職員の退職に伴う職員退職手当組合負担金1,872万円の増額と、第5目財産管理費で、財政調整基金等の各基金の利子確定による積立金等1万6,000円の増額、第6目企画費で、寄附金の受け入れに伴う文化振興基金積立金50万円の増額補正と、その基金利子の確定による財源振替を行うものであります。

第3款 民生費 第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、寄附金の受け入れに伴う福祉基金積立金30万円の増額と、国民健康保険事業特別会計において、新たにパソコンの導入に係る経費が、奈良県国民健康保険団体連合会から助成されますことから、国保職員給与費等繰出金20万円の減額、第3目老人福祉費は、福祉基金利子の確定による財源振替を行うものであります。第13目介護保険事業繰出費では、介護給付費の増額が見込まれることから、一般会計から負担します介護給付費繰出金313万6,000円の増額、また、第14目（仮称）総合福祉会館建設事業費につきましては、町債の増額補正による財源振替を行うものであります。

第4款 衛生費 第1項保健衛生費、第5目老人保健事業費では、基本健康診査に係る委託料が当初見込みを上回ることから、304万4,000円の増額補正であります。

。

第5款 農林水産業費についてであります。第1項農業費、第1目農業委員会費、第2目農業総務費及び第6目米穀流通消費改善対策費並びに第2項林業費、第1目林業振興費につきましては、県支出金交付予定額の確定により、それぞれの費目におきまして、財源振替を行うものであります。

第1項農業費、第4目土地改良事業費では、高安地区における土地改良事業費がほぼ固まりましたことから255万7,000円の減額と、町債の追加補正による財源振替を行うものであります。

第7款 土木費 第4項都市計画費では、第1目都市計画総務費、第7目景観保全対策事業費につきましても、町債の補正による財源振替を行うものであります。

また、第8款 消防費 第1項消防費、第3目消防施設費につきましても同様の事由により、財源振替を行うものであります。

第9款 教育費 第1項教育総務費、第2目事務局費では、斑鳩高等学校野球部が、第76回選抜高等学校野球大会への出場が決定いたしましたことから、その出場助成金として200万円の追加補正をお願いするものであります。

第2項小学校費、第1目学校管理費では、町債の補正による財源振替を行うものであります。

次に、第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、藤ノ木古墳整備金利子等の確定により、積立金1万8,000円の増額と、町債の補正による財源振替を行うものであります。

また、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費では、スポーツ振興基金利子の確定により、財源振替を行うものであります。

第12款 予備費では、今回の補正に要する財源として6,974万2,000円の組み替えをお願いするものであります。

また、本補正予算では、諸般の事情により本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、地域集会所整備費補助金で1,500万円、(仮称)総合福祉会館建設事業で3,600万円、鳩水園周辺対策事業で900万円の繰越明許費の予算を計上させていただいております。

次に、議案第6号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,828万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,386万5,000円とするものがあります。

予算補正の主な内容であります。歳入では保険給付費の増額に伴い国庫支出金を7,508万4,000円を増額し、また奈良県国民健康保険団体連合会において新保険者事務共同電算処理事業助成金が新設され、この助成金の受け入れのため、歳入の第9款 諸収入において20万円の増額と、これにより一般会計からの繰入対象経費が減少することから、第7款、繰入金のうち職員給与費等繰入金において20万円の減額補正をお願いするものであります。

歳出では、保険給付費の支出が当初予算を上回る見込みであるため、一般被保険者療養給付費において8,036万1,000円、一般被保険者療養費において105万円、一般被保険者高額療養費において687万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

また、財政調整基金の利子が確定しましたので、これにより歳入では財産収入において、歳出では基金積立金において、それぞれ4,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第7号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,507万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,030万5,000円とするものがあります。

予算補正の主な内容であります。平成15年度における介護給付総額を推計するに当たり、現在までの実績から今後の給付を推計すると、事業計画を上回るが見込まれるため、その超過分において補正を行うもので、歳入では、国庫支出金において21万9,000円、支払基金交付金において802万6,000円、県支出金において313万6,000円、繰入金において1,370万1,000円を、歳出では、介護給付費において2,508万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

また、介護保険給付費準備基金積立金の運用益の確定により、歳入では、財産収入において、歳出では、基金積立金において、それぞれ6,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第8号 平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

上水安全対策事業として企業債が許可になり、資本的収入及び支出の部、第1款 資本的収入 第3項企業債で1,700万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第9号 平成16年度斑鳩町一般会計予算についてであります。

平成16年度の一般会計予算は、総額92億4,000万円を計上いたしました。前年度と比較して、8億6,000万円、10.3%の増であります。

なお、この総額の中には、平成7年度及び8年度に借り入れました減税補てん債の借り換えが含まれておりますことから、実質的な予算規模は、86億1,810万円となり、対前年度比2.8%、2億3,810万円の増となっております。

それでは、平成16年度一般会計予算案の内容につきまして、歳入予算からご説明申し上げます。

はじめに、町財政の基盤となる町税は、27億3,690万円を計上しております。前年度と比較して、1億150万1,000円の減となっております。

これは、固定資産税で2,970万円、2.6%、たばこ税で1,500万円、8.8%の増収が見込まれるものの、長引く経済不況を反映して、引き続き町民税が、1億4,640万円、10.9%の大幅な減収となる見込みからであります。

次に、地方交付税をはじめとする各種交付金、地方譲与税につきましては、国の財政構造改革の一環として実施される「三位一体の改革」を踏まえ、地方財政計画をもとに算定を行い、その見込額を計上しておりますが、地方交付税は、地方交付税改革の影響により、普通交付税で、平成15年度交付決定額と比較して、7,868万9,000円、3.9%の減となっております。

一方、地方譲与税では、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として、所得譲与税が新たに譲与されますことから、前年度と比較して、5,170万円、70.2%の増となっております。

次に、国・県支出金につきましては、それぞれの補助制度等の活用を図り、実施してまいります事務事業経費の財源確保を行っているところでありますが、公立保育所運営費補助金をはじめとする国庫補助負担金改革の影響により、前年度と比較して、3,363万3,000円、4.7%の減となっております。

また、繰入金につきましては、町税の減収、地方交付税の減額など歳入を見込む中で

、本町の課題である都市基盤整備の一層の推進を図るため、やむを得ず、公共施設整備基金1億7,500万円、都市計画事業整備基金2億600万円、合計3億8,100万円の取り崩しを新たに計上しております。

最後に、町債につきましては、20億3,540万円を計上いたしました。例年にない、多額の借り入れとなっておりますが、これは、減税補てん債の借り換えに伴う一時的な増額とJR法隆寺駅周辺整備事業の資金確保を図ったためであります。また、地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される臨時財政対策債につきましても、厳しい財政環境のもと、引き続き活用していかねばならない状況となっております。

以上、歳入予算の主な内容についてのご説明とさせていただきますが、国において、財政構造改革の一環として進められております国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を同時並行で改革する、いわゆる「三位一体の改革」は、その改革の初年度だけでも、国からの税源移譲により所得譲与税として、4,780万円の増収が見込まれるものの、国庫補助負担金の改革で、保育所運営費負担金をはじめとして、約6,660万円、地方交付税の改革では、地方交付税、臨時財政対策債を合わせて、約2億7,500万円の減収が見込まれるなど、本町財政に大きな影響を与える結果となりました。

続きまして、歳出予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

それぞれの款ごとに、新年度で取り組みます主な事務事業につきまして、順次、ご説明を申し上げます。

まず、議会費につきましては、1億1,563万8,000円を計上しております。前年度と比較して、456万6,000円、3.8%の減となっております。

議員の皆様には、本町の発展のために、広範囲にわたり活発な議会活動を行っていただいていることに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

次に、総務費につきましては、9億3,005万9,000円を計上しております。前年度と比較して、1億2,637万2,000円、12.0%の減となっております。

。

昨年は、「法隆寺地域の仏教建造物」が世界文化遺産に登録されて10年を迎えました。その節目として「法隆寺世界文化遺産登録10周年記念シンポジウム」を開催しましたところ、各メディアなどにも大きく取り上げられるなど、斑鳩町の魅力を発信できたものと考えております。

新年度は、聖徳太子が日本最初の憲法である「憲法十七条」を制定されてから1400年の記念の年に当たります。この機会に聖徳太子の和の精神を再認識するため、「憲法十七条」制定1400年記念事業の開催を予定しております。

また、奈良市、姫路市等関係市町村とともに（仮称）木造世界遺産市町村協議会を設立し、共同でフォーラムの開催を予定するなど、世界文化遺産のあるまち「斑鳩」の魅力を広く国内外に向けて発信してまいります。

さらに、施政方針でも申し上げましたが、難読と言われる町村名を持つ自治体が一堂に会し、それぞれの歴史、文化、特産品、観光資源などを全国にアピールし、また行政が抱える課題について意見交換する「難読町村サミット」につきましては、新年度は本町で開催される予定となっております。

次に、コミュニティバスの運行につきましては、新年度も住民の公共施設における利便性を高めるため、また、日常生活上の身近な交通機関として利用していただくため、引き続き運行してまいります。

男女共同参画社会の推進についてであります。新たに制定いたします斑鳩町男女共同参画推進条例を基本理念とし、女性総合相談、男女共同参画社会づくりセミナー、女性のエンパワーメント活動支援を引き続き行ってまいります。

次に、情報化への対応につきましては、国及び地方におきまして行政手続のオンライン化が進められており、インターネットにおける電子申請の際に本人確認ができる公的個人認証サービスも1月に始められたところであります。

本町におきましても、旧電算機器の更新に合わせて、総合行政ネットワーク及び電子申請に対応可能な電算システムに更新するための経費を計上しております。

次に、文化振興につきましては、地域文化創造の拠点施設である「いかるがホール」を中心に、住民ニーズに応えた個性と魅力ある事業展開を行ってまいりますとともに、引き続き斑鳩町文化振興財団への支援も行い、地域に根ざした文化の振興をめざしてまいります。

また、住民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、引き続き、様々な行政課題についての住民の自主的な活動を支援する「出前講座」を行ってまいりますとともに、行政情報の提供につきましては、新年度も、お知らせ版を含む月2回の広報紙の発行、さらには、昨年12月にリニューアルしました町ホームページの活用などにより、広報機会の拡大に努めてまいります。

次に、地方分権への対応として、その柱となる職員の人材育成についてであります。地方自治・新時代を迎え、高度化、多様化する住民ニーズに応え、職員の勤務能率の増進を図るためには、職員のより一層の資質向上を図ることが必要であります。そのためには、斑鳩町職員研修計画に基づいて職員研修を行うことで、職員の自己啓発による能力開発の推進はもとより、職員の行政経営能力の向上と創造性を大切にした組織風土の醸成を図り、新時代に対応した人材の育成に努めてまいります。

また、総合的・計画的な行財政運営についてであります。はじめに、行財政改革についてであります。行政改革大綱に基づく実施計画につきましては、現在、より実効性の高いものをめざして、各部課から出された取り組み案をとりまとめているところであり、早急に計画の策定及び公表を行いたいと考えております。また、事務事業評価につきましても、評価シートの改良を行うなどして、引き続き一部の事務事業におきまして試行を重ねてまいります。

次に、行政事務の効率化についてであります。総合行政ネットワークの整備により、新年度内に公文書の電子文書化が図られることとなっております。国や県等から送られてきた文書の目録の作成や保存、文書検索などの適正な管理を行い、文書事務の効率化を図ってまいります。

また、窓口サービスの充実として、昨年8月25日から住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼働が始まり、住民票の写しの広域交付や希望する方への住民基本台帳カードの交付等を行っております。個人情報保護に万全を尽くしながら、住民基本台帳ネットワークシステムを運用し、住民負担の軽減や住民サービスの向上に努めてまいります。

選挙関係についてであります。選挙管理委員会の運営に係ります経費の計上のほか、平成16年度は7月頃に参議院議員通常選挙の執行が予定されており、また、1月頃にはいかるが溜池土地改良区総代選挙も執行予定でありますことから、その所要額を計上しております。

次に、民生費につきましては、16億5,981万5,000円を計上しております。前年度と比較して、3,580万1,000円、2.2%の増となっております。

はじめに、高齢者福祉につきましては、介護保険事業計画・老人保健福祉計画に基づき、高齢者の自立した生活の確保や生きがいと社会参加を促進することにより、できる限り要介護状態にならないよう、健康でいきいきとした生活を送り、また住み慣れた家

庭や地域で暮らすことができるよう、介護予防・生活支援サービスの提供を行っているところであります。

増え続けるひとり暮らしの高齢者等の対策として、緊急通報装置貸与事業を推進しているところでありますが、平成15年度から第一番目の通報先を従来の協力員ではなく事業者へ委託を行うことで24時間体制を確立し、緊急通報システムのさらなる充実に努めております。

次に、医療対策につきましては、老人・乳幼児・障害・母子等の経済的な負担の軽減と受診機会の確保を図ることを目的として、医療費の一部を助成しているところでありますが、乳幼児医療費助成事業につきましては、引き続き県費補助対象となる3歳未満の年齢要件等を拡大して、3歳児の医療費助成、4歳以上小学校就学前児童の歯科・入院に係る医療費の助成等を実施してまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

平成15年4月より、身体障害者及び知的障害者に対するサービスの一部がこれまでの措置制度から支援費制度に移行し、事業者との対等な関係に基づき契約を行い、サービスを利用する仕組みとなりました。サービス利用者も順調に増えており、支援費制度が定着しつつあるのではないかと考えております。

これからも、安心して利用していただけるよう、関係機関と連携をとりながら、利用者への情報提供・利用の斡旋及び調整や相談等、制度の円滑な実施に努めてまいります。

また、精神障害者小規模作業所の利用につきましては、新年度は1カ所増え、3作業所の利用を見込んでおります。生活指導や作業指導等を行うことにより、精神障害者の方の社会復帰支援を図ってまいります。

次に、児童福祉についてであります。

急速な少子化の進行等を踏まえ、国において、支給対象年齢を小学校第3学年修了までに引き上げる児童手当制度の充実が行われます。本町におきましても、これらの制度に対応するため、新年度におきまして、その予算の充実を図っております。

また、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、地域の子育て支援の中心である保育園の役割はますます重要となっております。今後とも、保護者の多様な保育ニーズに応えるため、乳児保育・延長保育・一時的保育等の特別保育事業を取り入れながら、仕事と子育ての両立を支援できるよう、利用者のニーズに対応した保育サービスの提

供を行ってまいります。

さらには、3年目を迎えます子育てサポーター養成講座につきましても、地域における子育て支援事業の核となる人材を育成し、支援ネットワーク体制整備の構築に向けて、引き続き実施してまいります。

次に、衛生費につきましては、10億5,110万4,000円を計上しております。前年度と比較して、3,494万9,000円、3.2%の減となっております。

はじめに、健康づくりの推進についてであります。

感染症の予防対策として、子どもの健康管理におきましては、感染症の蔓延及び罹患後の重症化を予防するために、保護者に予防接種の必要性を理解していただけるよう啓発し、積極的に接種していただくよう勧奨してまいります。

また、高齢者の方が安心してインフルエンザ予防接種を受けられるよう支援し、肺炎等の合併症やインフルエンザの重症化及び蔓延予防に努めてまいります。

また、母子保健対策として、「妊娠」「出産」「育児」の一連の流れの中で安全に出産が迎えられ安心して育児ができるよう、新生児訪問、乳児・幼児健診、相談事業、子育て教室などを通して相談しやすい環境を整えるとともに、乳幼児虐待の早期発見や防止にも努めてまいります。さらには、健やかな子どもの成長を願い、平成15年度から始めましたブックスタート事業も、引き続き実施してまいりますとともに、自信を持って子育てができるよう親の育児力を高めるため、関係機関と連携を図りながら、地域における子育て環境づくりを支援してまいります。

さらに、食を通して親子のふれあいの時間を大切にし、栄養のバランスや生活リズムを考えた食生活習慣の確立をめざし、のびのび、いきいきとしたすこやかな子どもの成長を支援してまいります。

また、健康増進対策として、引き続き基本健康診査や各種がん検診などを実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、その検診データをもとに生活習慣を見直し、一人ひとりが望ましい食生活や行動変容ができるよう訪問指導、健康教育、健康相談等を充実させ生活習慣病予防に努めてまいります。

また、「健康は自分でつくる」という積極的な一次予防の観点から、一人ひとりが自分の健康観に基づいて、自分の意志で質の高い生活を送ることができるよう「健康いかるが21」計画を推進してまいります。

次に、環境対策についてであります。

現在、世界規模で問題になっている温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題は、我々の日常生活そのものが原因であります。

とりわけ、私たちの生活と密接な関係にある温暖化について、正しい認識と温暖化を緩和・防止するための生活様式のあり方について考えていただく契機とするため、新たに地球温暖化防止啓発事業に取り組むとともに、引き続き環境問題学習会、環境教室など環境問題を考えていただく機会の提供を充実させ、次世代に本町のすばらしい自然環境と生活環境を引き継ぐ努力を行ってまいります。

また、平成15年2月26日に県下の市町村ではじめて認証取得したISO14001について、さらに環境マネジメントシステムの運用を強化し、環境にやさしい業務・事務事業の実施、省エネルギー、省資源化に取り組み、地球環境の保全への先導的役割を担ってまいりますとともに、各家庭においても、環境に配慮した生活を心がけていただくため、引き続き「家庭版環境ISO」に取り組んでまいります。

ごみ処理につきましては、住民皆様のご理解とご協力により、順調にごみ減量化・資源化が進んでおります。

今後は、循環型社会の形成に向けて、いかに再資源化率を向上させていくかが大きな課題であり、そのため、引き続きあらゆる再資源化の方法の研究を進めてまいりますとともに、家庭生ごみ減量化奨励事業、資源物集団回収奨励事業の実施や「ごみの行くえ探検ツアー」などを実施し、リサイクル意識の向上、啓発に努めてまいります。

また、平成15年度より容器包装リサイクル法に基づきリサイクルしている食品トレイにつきまして、新たに拠点回収場所を7カ所増設し、回収の充実に取り組んでまいります。

なお、衛生処理場及び鳩水園等の各施設につきましては、周辺の皆様のご理解とご協力を得ながら、周辺環境に十分配慮して適正な管理運営を行っているところでありますが、今後も各施設の適正な維持管理を行うための必要な補修費を計上し、万全を期したいと考えております。

次に、農林水産業費につきましては、1億5,916万3,000円を計上しております。前年度と比較して、125万6,000円、0.8%の減となっております。

まず、農業の振興についてであります。自然や土地とのふれあいを求める住民ニーズは、年々高まりをみせてきております。これらのニーズに応えるため、新年度は、レクリエーション農園「いきいきファーム」を新たに30区画増設し、その機会の充実を

図ってまいります。

土地改良事業につきましても、農業生産環境の改善を図るため、引き続き農道や水路整備などに取り組みますとともに、天満池の県営改修工事への費用負担、土地改良施設維持適正化事業を活用した守谷池の整備工事にも取り組んでまいります。

また、生産調整推進対策助成金につきましては、助成単価の見直しを行いながらも、引き続き町の施策として、その所要額を計上しております。

次に、商工費につきましては、1億4,379万6,000円を計上しております。前年度と比較して、2,355万円、19.6%の増となっております。

商工業の振興につきましては、景気の長期低迷の中、商工会への補助金を前年度にも増して計上しており、町内の商工業の振興及び地域経済振興を図ることとしております。

また、新年度におきましても、雇用の創出を図るべく、緊急地域雇用創出特別対策事業としまして、引き続き福祉サービス現況調査事業、IT・パソコン講習会開催事業に取り組みますとともに、新たに、水道事業会計で実施します水道管路情報構築事業に係る補助金を計上しております。

次に、観光の振興につきましては、斑鳩の里のPRや観光客の誘致を推進するため、新年度におきましても、新たな誘致施策を国や県と協議を進めてまいりたいと考えております。

また、歴史街道ネットワーク事業としまして、ふるさと意識の高揚、コミュニティの育成を図るため「斑鳩の里ふるさと秋祭り」実行委員会への運営補助金のほか、斑鳩の里を発祥の地とする伝統文化を広く紹介するために開催しております「太子ロマンいかるがの里 観月祭」の開催に要する経費を計上しております。

次に、土木費につきましては、17億8,295万円を計上しております。前年度と比較して、6億6,686万2,000円、59.7%の増となっております。

はじめに、生活道路の整備についてであります。施政方針の中でもご説明し、重複いたしますが、平成16年度から20年度の新道路整備5カ年計画に基づき、生活道路の整備を進めるべく、その初年度として所要額を計上しており、計画的に取り組んでまいります。また、道路維持及び交通安全施設整備につきましても、地域要望に応えるべく、その所要額を計上しております。

次に、都市計画道路の整備についてであります。

いかるがパークウェイにつきましては、施政方針で述べさせていただいたとおりであります。町といたしましても、その整備事業の促進に要します経費を計上しております。

また、都市計画道路法隆寺線の整備につきましては、整備予定区間の早期の供用に向けて、用地費、工事費等の所要額を計上しており、また併せ、事業の円滑な進捗が図られますよう、本町土地開発公社におきましても、用地の先行取得費を計上しております。

次に、景観保全の対策についてであります。

まず、法隆寺・藤ノ木線の整備では、整備区間内の約180メートルについて、道路表面の自然色舗装や自然石による道路側溝の施工に係る経費等を計上しております。また、斑鳩らしい風景、景観の残る三塔周辺地域におきまして、景観形成作物であるコスモス栽培の推進を図るため、栽培委託料等の経費を計上しております。

JR法隆寺駅周辺の整備につきましても、施政方針で述べさせていただいたとおりの手順を進めることとなりますが、平成16年度では、基本設計の成果を踏まえまして、JR側と駅舎橋上化整備に係る基本協定を締結する中で、JRにおきまして、橋上駅舎事由通路の詳細設計及びプラットホームの2面2線化への変更工事等に着手することになっております。新年度予算では、これらの整備に2カ年を要しますことから、平成17年度末までの債務負担行為の予算計上となっており、平成16年度分は、JRへの負担金を計上しております。

また、橋上駅舎整備に関連して、駅前広場や周辺道路も速やかに整備を行う必要がありますことから、設計委託料の経費についても計上しております。また併せ、事業の円滑な推進が図れるよう、本町土地開発公社におきましても周辺道路整備に必要な用地の先行取得費を計上しております。

次に、消防費につきましては、3億2,084万6,000円を計上しております。前年度と比較して、1,079万3,000円、3.3%の減となっております。

常備消防関係では、7町で構成し、運営しております西和消防組合に係ります本町負担金を計上しております。

次に、非常備消防関係につきましては、住民の生命財産を守る町消防団の運営に係ります経費をはじめ、地域において活動をしていただいております自衛消防団への支援のための補助金等を計上しております。新年度では、消防団員の技術向上と士気の高揚を

図るため開催される消防ポンプ車操法大会に本町消防団が参加いたしますことから、その所要額も計上しております。

また、消防施設関係につきましては、消防施設の維持管理に係ります経費の計上のほか、消防施設の整備を行う自治会に対します補助金を計上し、町内の消防施設の強化・充実に努めてまいります。

水防関係につきましては、水防出動に係ります経費を計上しており、また災害対策関係では、災害備蓄品の購入と、平成14年度から実施しております地域密着型の地区別防災訓練に係ります経費を計上し、防災意識の高揚と災害時の備えを図ってまいります。

次に、教育費につきましては、10億1,202万円を計上しております。前年度と比較して、2億3,288万9,000円、18.7%の減となっております。

はじめに、学校教育関係についてであります。

小・中学校への新規格の机・いすの導入につきましては、新年度から順次、新しいJIS規格に対応した机・いすに更新することとし、それに要します予算を計上しております。

小・中学校図書の本整備につきましては、調べ学習をはじめとした、児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動・読書活動が行えるよう、昨年度に引き続き、蔵書の充実を図るため、その所要額を計上しております。

また、日本の文化や伝統に親しむ学習を通して、一人ひとりの個性や自主性・創造性を高める教育を推進するため、小学校での日本伝統文化の学習を実施してまいります。

また、登校拒否など、いろいろな問題を抱えている子どもたち、あるいはその保護者等に対しましての相談や、心のケアのための「スクールカウンセラー」「心の教室相談員」につきましても、引き続き配置してまいる考えであります。このうち、心の教室相談員につきましては、県の委託事業の期間が終了し、新年度から町の単独で実施となりますが、生徒の不安やストレスの解消のためには必要なものであるとの考えから、引き続き配置してまいります。

また、幼児教育につきましても、その充実に努めておりますが、新年度では、特に配慮が必要な幼稚園に対しまして、新たに補助員を配置してまいります。

次に、生涯学習についてであります。

中・高齢人口の比重が高まる中、中・高齢者が社会に積極的に参加し、貢献ができ

、生きがいをもって過ごすことができる地域社会の構築が必要となっております。そうしたことから、各種のプログラムの提供や公民館等の施設を有効的に活用していただけるよう、その充実を図ってまいります。

図書館の運営につきましても、図書の貸出及び相談業務も順調に推移しておりますが、子どもから高齢者まで多様な人が親しめるよう、新年度におきましても蔵書の整備充実を図ってまいります。

また、家庭教育の重要性を認識していただくために、引き続き「家庭教育講座」を開催するとともに、「地域家庭教育集会」を通して各地域に出向き、地域の教育力の向上をめざしてまいります。

次に、文化財の保存についてであります。まず史跡藤ノ木古墳の整備につきましては、平成19年度には史跡地内の整備を完了することを目標に、墳丘や石室の整備について検討を行ってまいります。新年度では、引き続き石室の動態調査を実施してまいりますとともに、平成15年度において実施しました第5次発掘調査の報告書の作成作業を進めてまいります。

また、史跡中宮寺跡の整備につきましても、平成15年度から3カ年で公有化を図っているところでありますが、引き続き事業の進捗を図るため、その所要額を計上しております。

駒塚古墳及び調子丸古墳につきましては、平成15年度におきまして公有化が完了いたしました。新年度では、地域の歴史遺産として、今後の保存と活用を図るため、その発掘調査を実施してまいります。

また、寄贈を受けました安田家の古文書につきましては、燻蒸（くんじょう）処理も終わり、新年度からは近世文書の専門家による調査を実施してまいります。

社会体育につきましては、体育施設を安全に利用していただけますよう、適正な維持管理に努めますとともに、各種スポーツ大会の実施をはじめ、誰もが楽しみながら体力づくりや健康づくりができるスポーツ教室の開催や友好都市とのスポーツ交流に取り組んでまいります。

最後に、公債費につきましては、20億3,460万3,000円を計上しております。前年度と比較して、5億5,461万2,000円、37.5%の増となっております。

平成7年度及び8年度に借り入れました減税補てん債6億2,190万円の借り換え

が実施されますことから大幅な増となっておりますが、これを除く元利償還金は、前年度と比較して、6,728万8,000円の減となっております。

次に、議案第10号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、21億8,180万円を計上いたしました。前年度と比較して1億3,110万円、6.4%の増であります。

平成14年10月の健康保険法等の改正により、新たに70歳を迎えられた被保険者に係る医療費につきましては、75歳になるまでの間も加入している保険から9割または8割を支払うことになったことや、平成12年に創設されました介護保険制度が普及したことにより、介護納付金が年々増額されていることが予算増額の主な理由であります。

国民健康保険制度は、国民皆保険の中で、医療を安心して受けられることにより地域医療や住民の健康の保持・増進に大きな役割を果たしているところでありますが、急速な高齢化の進展や長引く景気の低迷による失業増加などによる被保険者の増加と、それに見合う税収確保の困難さから、国民健康保険の事業運営は年々厳しいものとなっております。

歳入予算につきましては、国民健康保険税の税収を前年度と比較して905万円、1.2%の増を見込み7億7,160万円を、また一般会計繰入金では前年度と比較して678万円、3.8%の増の1億8,575万6,000円を計上しております。

一方、歳出予算につきましては、予算総額の過半を占める保険給付費は、前年度と比較して、1億5,997万8,000円増の14億2,777万円を計上しております。

次に、議案第11号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてであります。

予算総額は、19億646万円を計上いたしました。前年度と比較して、1億6,974万円、8.2%の減であります。

歳入予算につきましては、本特別会計は、支払基金・国・県・町それぞれの負担割合に応じた交付金等を財源として運営しております。平成14年10月の健康保険法等の改正により、町の公費負担割合が20分の1から12分の1に5年間で段階的に引き上げられることから、一般会計の繰入額は、1億2,698万5,000円、前年度と比

較して、579万8,000円、4.8%の増となっております。

また、歳出予算につきましては、予算総額の過半を占める医療諸費が、18億9,654万2,000円、前年度と比較して1億6,947万3,000円、8.2%の減となっております。

次に、議案第12号 平成16年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてであります。

予算総額は、450万円を計上いたしました。前年度と比較して、18万円、3.8%の減であります。

歳入予算につきましては、前年度からの繰越金が主なものであります。

歳出予算では、当該財産区の維持管理に必要な経費として23万円を計上いたしました。また、経費を差し引きました残額427万円を予備費に計上しております。

なお、大字龍田財産区（下司田池）に係る「建物収去土地明渡請求事件」につきましては、現在奈良地方裁判所において審理が進められており、あと数回の公判を経て判決がいただけるものと思っております。

次に、議案第13号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、14億590万円を計上いたしました。前年度と比較して、2,750万円、2.0%の増であります。

公共下水道につきましては、施政方針で述べさせていただきましたが、事業目的を達成するため、厳しい財政状況下にあります。必要な予算を計上させていただきました。

まず、歳入予算では、国全体の補助金は削減されておりますが、本町では前年度と同額の4億円を確保し、一般会計繰入金3億4,866万5,000円の計上で、前年度と比較して、1,702万4,000円、5.1%の増となっております。

一方、歳出予算では、公共下水道事業費で9億5,308万1,000円の計上で、前年度と比較して6,229万2,000円、7.0%の増となっております。

事業といたしましては、幹線管渠の整備と並行して面的整備を進めていく計画で、幹線管渠延長約770メートル、面的整備約8ヘクタールを実施し、平成16年度末には面的整備約93ヘクタール、管渠延長約28キロメートルを完了したいと考えております。

また、流域下水道事業市町村負担金は1億6,608万2,000円を計上し、前年度と比較して、5,733万9,000円、25.7%の減となっております。

これは、平成16年度に斑鳩町の流域幹線工事が完了することによるものであります。

次に、議案第14号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、11億4,940万円を計上いたしました。前年度と比較して、4,140万円、3.7%の増であります。

介護保険の給付につきましては、今年度までの実績と介護保険事業計画をもとに平成16年度の介護サービスに係る給付量に基づき、居宅サービス、施設サービス、サービス計画等の費用として10億9,575万7,000円を計上しております。介護を必要とする方やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、要介護認定の普及推進、サービスの安定的な供給等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

保険料につきましては、平成15年度から平成17年度までの3年間の保険給付量を見込むに当たり、今後、さらにその給付量が増加すると考えられ、それに伴い保険料額も高くなることとなりますが、現在、積み立てている介護給付費準備基金の一部を取り崩すことにより、平成15年度から平成17年度までの3年間の第3段階の保険料であります基準額を、これまでどおり月額3,084円、年額3万7,000円として計算し、予算額として2億587万円を計上しております。また、その他保険給付に係る収入としまして、国庫負担金を2億1,915万1,000円、県負担金を1億3,696万9,000円、支払基金交付金を3億5,064万2,000円、調整交付金を3,659万7,000円計上しております。一般会計繰入金としましては、1億8,862万1,000円を計上しており、内訳は介護給付費繰入金として介護給付費の12.5%に相当する1億3,696万9,000円、職員給与や事務費等に係る繰入金として5,165万2,000円を計上しております。

介護保険制度につきましては、第2期事業計画期間に入り、要介護認定者数や給付の状況もほぼ事業計画どおりに推移してきており、この制度も住民の方々に一般化してきたものと考えております。

要介護認定業務をはじめ、保険給付、収納業務につきましても順調に推移していると

ころであります。

また、介護保険事業の運営につきましては、介護保険運営協議会においてその重要事項につきましてご審議いただきながら、制度の適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

平成16年度以降も介護保険事業計画・老人保健福祉計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域や家庭で少しでも自立し、健康で充実した生活が送れるよう、介護サービスの適正な利用促進を含め、介護保険サービスの円滑な実施に努めてまいります。

次に、議案第15号 平成16年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

水道施設につきましては、住民の皆様が直接飲料水として使用される水を供給する施設であり、その品質である水質は水道事業の生命線であります。水の製造過程である浄水場施設の更新整備は、懸案でありました第一浄水場が議員皆様のご理解とご協力により平成14年度末に完成、現在、順調に稼働しており、製造過程の施設は整ったと考えております。

一方、送配水管では、老朽化に伴う改良に加え、震災に対します耐震性の強化など、水道施設としてのライフラインの機能強化が求められております。

そうしたことから、平成13年度から石綿管を中心に改良を行っておりますが、水道経営状況も勘案しながら、より一層計画的に事業推進を図るため、現在、長期的展望での計画を作成中であり、担当常任委員会ともご相談を申し上げながら計画を作成してまいりたいと考えております。

それでは、予算の概要であります。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で、8億3,494万6,000円、前年度と比較して1,968万8,000円、2.4%の増であります。主な内容といたしましては、給水収益では7億5,833万6,000円、前年度と比較して1,721万5,000円、2.2%の減額、営業外収益では、緊急地域雇用創出特別対策事業補助金の増により5,576万9,000円、前年度と比較して3,312万2,000円の増額となっております。

水道事業費用では、8億6,924万6,000円、前年度と比較して1,537万6,000円、1.8%の増であります。主な内容といたしましては、使用水量の減少による県水受水費の減、緊急地域雇用創出特別対策事業として実施する水道管路情報作成事業費の増であります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で、1億4,595万円で、

前年度と比較して、7,688万2,000円、111.3%の増であります。主な内容といたしましては、公共下水道事業に伴う水道管移設による工事負担金の増であります。

資本的支出では、3億3,079万4,000円で、前年度と比較して、7,372万4,000円、28.7%の増であります。主な内容といたしましては、収入と同様に公共下水道事業に伴う水道管移設工事費の増であります。

なお、新年度の石綿管改良延長は約1.1キロメートルを予定しております。

次に、認定第1号 町道の廃止についてであります。

町道4014号線（都市計画道路法隆寺線）の一部及び一般国道25号線（いかるがパークウェイ）の一部供用開始に伴い、当該路線と重複する町道468号線の一部を廃止するものであります。

次に、同意第1号 収入役選任について同意を求めることについてであります。

現収入役の中野秀樹氏の任期が平成16年4月4日に満了することから、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第2号 平成16年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。

いかるがホールが、地域の文化芸術活動の拠点として文化に触れ、楽しみ、親しむ場づくりに努め、地域が文化の香り高く心豊かなまちとなるように文化・芸術の振興に努めてまいりたいと考えております。

平成16年度事業計画につきましては、財団の自主事業として20事業を開催いたしますが、事業分類では地域住民が出演される住民参加型事業4事業、芸術文化鑑賞型事業13事業、地域文化を育成する育成型事業3事業となっております。これらに要します事業費として3,033万円を計上しております。また、町からの受託事業として2事業を計画しており、これらに要します事業費として140万円を計上しております。

特に、平成16年度は、聖徳太子の憲法十七条制定1400年に当たることから、これを記念して、「斑鳩の里大学21」として町と財団が連携し、シンポジウムや講座を開催いたします。

平成16年度の収入支出予算につきましては、収入、支出同額の1億6,935万1,000円であります。

次に、報告第3号 平成15年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）及び

平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてであります。

まず、平成15年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）につきましては、処分事業の変更を行うものであります。

その内容についてであります。平成15年度に取得しました都市計画道路法隆寺線事業用地につきましては、平成16年度に処分をすることで計画しておりましたが、平成15年度の補助金執行の関係でその一部4,100万円を平成15年度中に処分ができることとなりましたので、処分計画を変更するものであります。したがって、既定予定額785万円に対しまして、4,100万円を増額し4,885万円とするものであります。

次に、平成16年度斑鳩町土地開発公社の事業計画についてであります。

まず、事業用地の取得についてであります。

都市計画道路法隆寺線の用地取得につきましては、平成15年度に引き続き用地交渉を進めてまいりたいと考えており、取得費といたしましては、補償費と合わせて3億6,100万円を計上しております。処分につきましては平成17年度で計画しております。

次に、道路新設改良事業であります。幸前と神南で用地取得を考えております。幸前につきましては、宇部生コンと万代百貨店の間の宅地を取得するもので、補償費と合わせて2,265万円を計上しております。神南につきましては、神南3丁目地内の宅地の一部を取得するもので、補償費と合わせて3,875万円を計上しております。処分につきましては平成17年度で計画しております。

（仮称）総合福祉会館につきましては、小吉田2丁目地内で用地取得のため交渉を重ねてまいりましたが、地権者の皆様のご理解とご協力を得るに至らず、当該候補地での用地取得を断念いたしました。しかし、本事業は重点施策として位置づけておりますことから、今後、少し時間の余裕をいただく中、議会とも十分ご相談申し上げながら、慎重に対応を図ってまいりたいと考えております。なお、事業着手の目途がたてば、早急な対応も必要となりますことから、用地取得費として3億円を計上しております。処分につきましては平成17年度で計画いたしております。

次に、法隆寺駅周辺整備事業であります。法隆寺駅周辺整備といたしまして、駅の北側で1件、駅の南側で2件の用地取得を考えております。用地取得費としましては、補償費と合わせて1億6,200万円を計上しております。処分につきましては平成18

年度で計画しております。

次に、町単独土地改良事業であります。大字三井地内において農道を整備するための用地取得を考えており、1,493万円を計上しております。処分につきましては平成17年度から3カ年で計画しております。

以上、平成16年度の用地取得事業費としましては、8億9,933万円となっております。

続きまして、平成16年度における事業用地の処分であります。これにつきましては、平成15年度に取得した都市計画道路法隆寺線の事業用地につきまして、残りの全てを処分するため1億1,009万円を計上しております。

なお、いわゆる塩漬土地としてご指摘をいただいております中宮寺池都市公園用地につきましては、平成17年度での処分を考えており、駅前整備事業用地として取得いたしました駅前植栽広場は平成18年度での処分を計画いたしております。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましても概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決またはご承認いただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） ここで、副議長と交代いたしますので、暫時休憩いたします。

（午後4時53分 休憩）

---

（午後4時54分 再開）

○副議長（中川靖広君） それでは、再開いたします。

ここでお諮りいたします。本日提出されております議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程24、同意第1号、日程26、報告第2号、日程27、報告第3号を除く16議案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よってこれにより、議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程8、議案第1号 斑鳩町男女共同参画推進条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） この議案につきましては、条例の制定というのは待ち望んでたわけなんですけれども、条例を制定するとともに、その条例に基づいて私は実施計画のようなものがつくられていくのかなというふうな考え方を持っていたんですけれども、この条例の要旨ですね、議案書に付いてます要旨を見ましたら、「平成8年に女と男が輝く未来計画を策定し」ということがうたわれてまして、経過説明はされておったわけなんですけど、今後の計画についてはここには書かれていない。先ほどの町長の施政方針の中でも、女と男が輝く未来計画について触れられておりましたけれど、今後のことについて述べられていないということもありまして、この条例が出来ることによって、今後そういった計画についてどのような方向になるのかということも、やはり併せてお示しをしていただきたかったなというのが気持ちなんですけれども、その中で、この議案の第4号にも、男女共同参画社会推進委員会という名称を、社会を抜いて参画推進委員会とするというふうにも別の議案でもこういうふうに名称を変えてこられている、条例が出来たことによりましてね。

ですから、この要旨の中にある「斑鳩町男女共同参画社会推進行動計画」として女と男が輝く未来計画というふうな標題がついていると思うんですけれども、こういったことの整合性ですね、こちらの計画の方には「社会」というのが残されていくというのか。今後の計画、条例出来たことによって見直しがなされていくのか、そここのところをやはりきちっと整理をしていただけたらというふうに思いながらこれらを見たわけなんですけど、そここのところの考え方だけ、この条例制定によってどのようになっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○副議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この条例につきましては、要旨に書いておりますように、平成8年には、斑鳩町男女共同参画社会推進行動計画、いわゆるアクションプログラムを作成し、その後いわゆる社会情勢の変遷、法の改正等に伴いまして改正もさせていただいておるところでございますが、今後は、またそういった改正が必要となる段階におきましては、名称のいわゆる統一性を図ってまいりたいということで考えております。その行動計画に基づきまして今後、我々としましてもそういう啓発を図りながら男女共同参画社会の推進に向けて、より一層進めてまいりたいと考えております。

○副議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そしたら、この条例を啓発していくのは、実施していくとい

うことにつきましては、これまである行動計画に基づいてという形で考えておけばいいんですか。この条例が制定されたことによって、新たにこの実施計画のようなものは、策定はされないというふうに考えればよろしいんですか。

○副議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この条例を策定いたしましたことによりまして、現在持っております行動計画を活かしていきながら進めてまいりたいということで考えております。新たにそういったことで策定するんじゃなくして、今現在あります行動計画に基づきそれぞれ事業を進めてまいりたいと、こういうようなことで進めてまいりたいと考えております。

○副議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 総括質疑ですので、町の対応、方向性をお聞きだけさしとさせていただきます。出来得れば、条例に基づいたいい計画を見直していただけるということを私は期待しておきたいということだけ申し上げておきます。

○副議長（中川靖広君） 他にございませんか。ないようですので、これをもって議案第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第2号 斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中川靖広君） これをもって議案第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第3号 斑鳩町障害者福祉計画検討委員会設置条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中川靖広君） これをもって議案第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中川靖広君） これをもって議案第4号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第5号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中川靖広君） これをもって議案第5号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第5号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、議案第6号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中川靖広君） これをもって議案第6号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第6号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14、議案第7号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中川靖広君） これをもって議案第7号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第7号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15、議案第8号 平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中川靖広君） これをもって議案第8号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第8号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16、議案第9号 平成16年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中川靖広君） ここでお諮りいたします。ただいま議題となっています議案第9号

号については、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第9号については、委員7名

をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7条の規定により、議長において指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。

総務常任委員会から、松田議員、坂口議員、浦野議員、厚生常任委員会から、西谷議員、里川議員、建設水道常任委員会から、飯高議員、吉川議員の各議員を指名いたします。以上7名の議員にはよろしく願いをいたします。

続いて、日程17、議案第10号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中川靖広君) これをもって議案第10号に関する総括質疑を終結いたします。

。

ただいま議題となっています議案第10号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

。

続いて、日程18、議案第11号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中川靖広君) これをもって議案第11号に関する総括質疑を終結いたします。

。

ただいま議題となっています議案第11号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

。

続いて、日程19、議案第12号 平成16年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中川靖広君) これをもって議案第12号に関する総括質疑を終結いたします。

。

ただいま議題となっています議案第12号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

。

続いて、日程20、議案第13号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算

についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中川靖広君) これをもって議案第13号に関する総括質疑を終結いたします。

。

ただいま議題となっています議案第13号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

。

続いて、日程21、議案第14号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中川靖広君) これをもって議案第14号に関する総括質疑を終結いたします。

。

ただいま議題となっています議案第14号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

。

続いて、日程22、議案第15号 平成16年度斑鳩町水道事業会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中川靖広君) これをもって議案第15号に関する総括質疑を終結いたします。

。

ただいま議題となっています議案第15号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

。

続いて、日程23、認定第1号 町道の廃止についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番(小野隆雄君) 少し議案書の表示の仕方についてお伺いいたしたいと思います。

まず、この認定第1号につきましては、内容から、町道468号線の一部を廃止するという事なんですが、この議案書の中、かがみというんですか、議案書には、町道の廃止についてということで記載されております。このことについて、私は単純に、この町道の廃止についてというような表現であれば、この468号線が廃止されるのかな、そのようにも思いますし、この中で町道の一部廃止についてという具合に加えておく方がベターではないかなと。そのようにも、先だって担当の課長にもお話をしたことがあるんですが、このことについて再度お伺いいたしたいと思います。一部を加えることに

ついでに弊害というんですか、不合理性があるのかどうか、お伺いいたします。

○副議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この関係で廃止ということでございますけども、これにつきましては、道路法第10条の第2項におきましては、路線の全部または一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて路線を変更するという事になっておりまして、今回は新たにその廃止する部分に代わりました路線を認定するものでございませぬので、これにつきましては路線の廃止という標題になるわけでございます。

ただ、それがわかりにくいということもありますんで、次のページを見ていただきましたら、町道路線名を、町道468号線の一部というように書かせていただいております。また参考の資料といたしましても、よりわかりやすいように備考欄におきまして、区間延長があるということでさせていただいております。そういったことでございますので、よろしくご理解の方お願い申し上げます。

○副議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今の部長の説明は、この前も聞かせておりますけども、最初に聞かせてもろっている話では、廃止か認定しかない。ちょうど平成12年ですかね、この法隆寺線4014号、これが延伸されたという経緯があります。その時にも、私は建設委員会に所属しておりましたので色々議論したと思うんですが、その延伸した部分は認定だと。それはまさしく今の道路法第10条に基づいて第3項の規定によりですかね、それに基づいて認定するところが増えているから認定ということが強かった、私は解釈しております。その時には、ちょっとしたミスがありましたので、その後の議会で変更という形をとらしてもらったということですね。

今、部長がおっしゃった変更の要素には当たらないということなんですが、私はむしろ変更の要素に、起点、終点が変わるんだという意味で、やはりそれだったら、廃止より町道の変更ですか、そういう議案が出たことがあるんですが、そちらの方がより合っていると。あくまでも町道の廃止についてということになれば、その町道を廃止ということになりますので、その点もう一度考え直していただきたいと思っておりますのと、この中で、確かに参考につけてある分につきましては、一部というのが全部出ております。町道の一部廃止について。この議案書の2行目、斑鳩町道路線を別紙のとおり1路線廃止すると明記されているんです。この点についてはどない考えておられますか。

○副議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいまの1路線の廃止ということでございますけども、いわゆる1路線の中でのという概念でそういう1路線ということで記載したものでございますので、そのようなご理解の方お願い申し上げます。

○副議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 1路線ということは、468号線を廃止するという上程の仕方なんです。だから、468号線が一部残るんだから、まさしく先ほどの私が提案したような町道の一部廃止についてとするか、部長がおっしゃったように、変更についてという具合にかがみを上げて、そして別紙のとおり1路線の一部を廃止する。1路線を廃止するのと1路線の一部を廃止するのとどんだけ違うんですか。日本語どういう解釈するんですか。

○副議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 表現の仕方が、路線全体を廃止するようないわゆるとらえ方をされるような表現でありますけども、いわゆる提案させていただいた我々といましては、そういう1路線の中でということで、それで参考の図書の中で、一部のその部分を、廃止する部分についてを明記させていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。

○副議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） そこへ一部を入れるということに対してね、なぜいけないのか、その答えを明確に述べてください。

○副議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この関係につきましては、先ほど冒頭に申し上げましたように、道路法第10条第2項におきましては、路線の全部または一部を廃止し、新たにそれに代わるべき路線を認定しようとする場合には変更というもの、それはご理解いただいていると思いますけども、そういった場合につきましては、第3項におきまして、路線を廃止し、また変更しようとする場合には、路線の認定の手續に準じということで、そういった場合で廃止という表現になるわけでございますので、そういったことで我々といましては町道の廃止についてということでご提案申し上げたものでございます。

○副議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 一部を入れる入れないについては、またしっかりと、道路法の理念ですか、その意味を、このような一部を短くすることについての認定の仕方というのはまずないんだと思うんです。だからそういう表現になっていると、私は解釈しております。

それと、提案説明の中で、供用開始に伴いということであらうと思いますが、これは重複した時点はいつなんですかね。4014号との重複した時点はいつなんですか。この時点でなぜこれは出さなかったんですか。この町道が供用されなかったら、これは出せないということなのか、認定のその基準ですね。

それと、細かい話なんですけど、いかるがパークウェイの重複する部分、そこはどちらなんですか。町道なんですか、国道25号線というんですか、いかるがパークウェイになるのか、どのように解釈したらいいんですか。

○副議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 総括質問ですので、もうやめておきます、今のね。すぐ答えられないような認定を出しているのかなということです。

私は、今回議長に通告しております、認定とその道路についてのことも通告しておりますので、私の一般質問の中でしっかりと答弁をいただきます。終わります。

○副議長（中川靖広君） 他にございませんか。これをもって認定第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第1号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程24、同意第1号 収入役選任について同意を求めることについてを議題といたします。

（中野収入役 退場）

○副議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって同意第1号については、委員会付託を省略をいたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、同意第1号についてご説明申し上げます。

現収入役の中野秀樹氏の任期が、平成16年4月4日で任期満了となることから、引

引き続き同氏を選任いたしたく同意を求めるものでございます。

議案書を朗読いたします。

同意第 1 号

収入役選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町収入役に選任したいので、地方自治法第 168 条第 7 項の規定において準用する同法第 162 条の規定により、議会の同意を求めます。

平成 16 年 3 月 1 日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺南 1 丁目 9 番 5 号

氏 名 中野秀樹

生年月日 昭和 19 年 12 月 9 日

なお、同氏の経歴につきましては、略歴として次のページに添付いたしておりますが、朗読は省略させていただきます。

以上、簡単な説明でございますが、何とぞよろしくご審議を賜り、満場一致をもってご同意賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって同意第 1 号 収入役選任について同意を求めることについては、満場一致で同意いたされました。

暫時休憩いたします。

（午後 5 時 18 分 休憩）

---

（午後 5 時 18 分 再開）

○副議長（中川靖広君） 再開いたします。

収入役にお知らせいたします。同意第 1 号 収入役選任について同意を求めることについては、満場一致で同意いたされましたので、ご報告を申し上げます。

続いて、日程 25、陳情第 1 号 陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 1 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 26、報告第 2 号 平成 16 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第 39 条第 2 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって報告第 2 号については、委員会付託を省略をいたします。

理事者の報告を求めます。野口企画財政課参事。

○企画財政課参事(野口英治君) 報告第 2 号 平成 16 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告につきまして、私からご報告いたします。

まず最初に、議案書を朗読いたします。

報告第 2 号

平成 16 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成 16 年 3 月 1 日提出

斑鳩町長 小城利重

本議案につきましては、財団法人斑鳩町文化振興財団の平成 16 年度の斑鳩町文化振興財団事業計画及び収支予算につきまして議会に報告するものであります。

それでは、平成 16 年度の事業計画及び収支予算につきましてご報告いたします。

1 ページの平成 16 年度事業計画につきましては、1 つ目に掲げています芸術・歴史文化事業の企画及び実施では、財団の自主事業は、住民参加型事業で 4 事業、芸術・文化鑑賞型事業で 13 事業と、地域文化を育成する育成型事業で 3 事業の合計 20 事業を実施します。

事業の開催会場別では、大ホールで 10 事業、小ホールで 8 事業、研修室等の 2 事業となります。

また、斑鳩町からの受託事業としまして、憲法十七条制定 1400 年記念事業と、NHK 奈良放送局の共催事業の 2 事業を開催します。

次に、2 つ目の芸術・歴史文化事業活動の普及・振興・支援事業では、いかるがホールを舞台に開催しています文化講座に、本年度に新しく開講します憲法十七条を学ぶ文

化講座を斑鳩の里大学21とし、連続講座を町からの受託事業、憲法十七条制定1400年記念事業と連携し開催します。

次に、3つ目の芸術・歴史文化情報の収集及び提供では、機関誌、ホームページにより、情報の発信に努めます。

次に、4つ目のいかるがホールの管理運営につきましては、施設使用申請受付及び施設貸出業務、そして施設、設備の管理業務を行います。

これらの事業内容は、次ページの平成16年度事業予定としまして、2ページから5ページに自主事業の各事業別に、事業内容及び概算費用、収入見込額を記載いたしております。自主事業予算額は3,033万円で、自主事業収入は1,834万5,000円であります。

次に、6ページに斑鳩町から委託を受けて開催します憲法十七条制定1400年記念事業とNHK奈良放送局共催事業の事業内容、概算費用、収入見込額を記載いたしております。受託事業費予算額は140万円で、同額収入予算額であります。

次に、7ページの収支予算総括表では、平成16年度の予算総額は、収入支出同額の1億6,935万1,000円で、前年度予算額と比較しますと、185万5,000円の増額となります。収入の詳細につきましては、8ページ、9ページに記載いたしておりますが、収入の部で前年度予算より増額となりました主なものは、自主事業収入と使用料収入で、事業活動の増と施設使用料収入の増によるものであります。支出の部の増額につきましては、自主事業及び受託事業の増は、事業活動の増によるものであります。

財団の運営庶務的費用であります総務管理費、予算額2,139万6,000円で、前年度予算額から174万1,000円の増額の主なものは、職員1名を次の施設管理費運営費から異動増員したことによるものであります。

次のいかるがホールの維持管理運営であります施設管理費運営費予算額1億1,421万8,000円、前年度予算額から540万6,000円の減につきましては、職員1名を総務管理へ異動しましたことによるものであります。

なお、8ページ、9ページの収支予算書であります。収支予算書の説明として、次ページ以降17ページまでに、平成16年度予算に関する説明書を記載いたしておりますので、よろしく申し上げます。

以上、簡単でございますが、平成16年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告とさせ

ていただきます。

なお、本議案につきましては、去る2月12日開催の財団法人斑鳩町文化振興財団理事会におきまして承認を得られておりますことをご報告申し上げますとともに、当日の理事会の会議録を議会事務局に提出いたしておりますことを申し添えさせていただきます。報告第2号 平成16年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（中川靖広君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。

14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 大変細かいことを聞いて申し訳ないんですが、友の会の運営費については、16年度増額という見込みを立てておられるかと思うんですけども、大変申し訳ございません。16年度には何人ぐらい増えるというような見込みをお立てになられている、その状況を把握する中で、15年度よりこれは増加するだろうという見込みでの予算だというふうに私認識するんですが、15年度まで友の会会員さんどの程度おられて、16年度についてはどの程度の見込みというふうになっているのかということをお尋ねをしておきたいと思えます。

それともう1点なんですが、先日いかるがホールへ参りましたら、健康増進法が施行されたために、4月1日から館内での喫煙は禁止しますというふうになっておったんですけども、館内の喫煙を禁止した場合、館外でそういったスペース、喫煙するスペースなどを設けられる考え方になっているのかどうかということも併せてお聞きしたいと思います。

○副議長（中川靖広君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） まず1点目の友の会の会員の動向であります。平成15年度現在の会員数270名で、予算につきましては300名で、30名の増、個人会員につきましては、現在56口ということで、4口の増ということで計画させていただいております。

2点目の4月1日から実施します館内禁煙につきましては、ご質問者が申されましたように、ホール外、館外喫煙ということで、今現在考えておりますのは、正面入り口の北側、若干軒先があります。と、東側の入り口の北側、一部灰皿を設置し、館外での喫煙ということで確保したいと思っております。

○副議長（中川靖広君） 他にございませんか。9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） すみません、1ページの上から5行目、「世界レベルのものに出会う場づくり」と書いてあるんですけど、行政としまして世界レベルの今年度の具体的な計画とか、おありでしたら聞かせていただきたいと思います。

○副議長（中川靖広君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 世界レベルのものに出会う場づくりということで、いかるがホールで開催します自主事業計画の中におきます中国琵琶コンサート、宋茜ソプラノリサイタル等、そしてならアカデミーアンサンブルコンサート等におきます海外演奏者を交えての演奏、そして自主事業の中のミハエル・ファウストフルートコンサート等におきましても、海外で活躍されておりますフルート奏者を迎えてやっていきたいということで、総称して掲載させていただいております。

○副議長（中川靖広君） 他にございませんか。11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） この芸術文化鑑賞型事業13事業の中で、長山洋子コンサートというのがあるんですが、去年は都はるみかなと思うんですが、長山洋子、こういう演歌系の歌手を毎年お呼びになっているという、そういう何か理由はあるんですか。

○副議長（中川靖広君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 今日まで、いかるがホールで開催させていただいております事業の大きい事業の中で、住民のニーズ、要望が非常に多く、また開催時に住民の皆さん方からアンケート調査をとっておる中、長山洋子さんを次回迎えてほしいという複数回答、要望をいただいた中で、16年度事業に計画をさせていただいております。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今の私の質問ですが、ということは毎年そういうボックスの中でこういう演歌歌手がということは計画に入れてらっしゃるということですか。

○副議長（中川靖広君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 既定的に入れておくというのではなしに、各イベントを開催しておる折、皆さん方にアンケートをし、いかるがホールで何を開催してほしいですかというような形の要望を集計し、そこからそれらを参考する中、企画をさせていただいておりますので、固定的概念でとらまえておるということではないということでご理解を賜りたいと思います。

○副議長（中川靖広君） 他にございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号 平成16年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について終わります。

続いて、日程27、報告第3号 平成15年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）及び平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第3号については、委員会付託を省略をいたします。

理事者の報告を求めます。藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

報告第3号

平成15年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）及び

平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成16年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

まず初めに、平成15年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

変更予算書の10ページをご覧いただきたいと存じます。

今回の変更の内容でございますが、処分事業で法隆寺線にかかる都市計画道路事業用地につきましては、当初、平成16年度に処分をする予定となっておりますが、平成15年度におきまして国庫補助金が受けられることとなりましたことから、今年度において取得用地の一部を処分するため4,100万円の追加をするものでございます。

なお、取得事業につきましては変更はございません。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。第1表、収益的収入及び支出予算でございます。収入では、事業収益、公有地取得事業収益で、既定予定額785万円に4,100万円を増額し、4,885万円とし、支出では、事業原価、公有地取得事業原価で、既定予定額781万2,000円に4,100万円を増額し、4,881万2

、 000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。第2表、資本的収入及び支出予算ですが、収入には変更はなく、支出では資本的支出のうち、借入金償還金で変更予定額4,100万円を増額し、4,880万円とするものでございます。

次、4ページ以降につきましては、資金計画書、借入金明細書、予定損益計算書等をお示ししておりますので、また後ほどご参照いただければと存じます。

それでは、1ページへお戻りいただきたいと存じます。朗読をもちまして説明にかえさせていただきますと思います。

#### 平成15年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算（第1号）

（総則）

第1条 平成15年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量に、次の項目を追加する。

##### 1. 都市計画道路事業用地処分

（収益的収入及び支出）

第3条 既定の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり変更する。

科目 収益的収入、既定予定額786万円、変更予定額4,100万円、合計4,886万円。収益的支出、795万円、4,100万円、4,895万円。

2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収益的収入及び支出予算」による。

（資本的収入及び支出）

第4条 既定の資本的支出の予定額を次のとおり変更する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4,880万円は、当年度分損益勘定留保資金 4,880万円を補てんするものとする。）

科目 資本的収入、既定予定額7億5,871万3,000円、変更予定額、ございません。合計7億5,871万3,000円。資本的支出、7億6,651万3,000円、変更予定額4,100万円、合計8億751万3,000円。

2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表資本的収入及び支出予算」による。

平成16年2月18日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

続きまして、平成16年度の斑鳩町土地開発公社事業計画の報告につきましてご説明を申し上げます。

まず、予算書の11ページをご覧くださいと思います。

まず、取得事業でございます。法隆寺線にかかる都市計画道路事業用地取得として、残地分3億6,100万円。道路新設改良事業用地取得といたしまして6,140万円、これにつきましては、幸前1丁目及び神南3丁目におきまして、道路用地を取得するものでございます。次に、(仮称)総合福祉会館用地取得事業として3億円を計上しております。小吉田2丁目の用地取得につきましては断念いたしましたものの、当事業は必要不可欠な重点事業でございますことから、早期実現に向けて用地取得に努めていきたいと考えております。次に、法隆寺駅周辺整備事業用地取得につきましては、駅の北側と南側でそれぞれ用地取得を考えておりまして、1億6,200万円を計上いたしました。次に、町単独土地改良事業用地取得につきましては、大字三井におきます農道整備にかかります事業用地取得のため、1,493万円を計上いたしました。合計では、8億9,933万円を用地取得に要する所要額として計上いたしております。

次に、10ページでございます。

処分事業でございますが、法隆寺線にかかります都市計画道路事業用地処分として、1億1,009万円を計上いたしております。

次に、2ページにお戻りいただきたいと存じます。第1表、収益的収入及び支出予算でございます。

収入では、事業収益、公有地取得事業収益で1億1,009万円、事業外収益、受取利息で1万円、雑収益で1万円の合計1億1,011万円でございます。

支出では、事業原価、公有地取得事業原価で1億900万円、事業外費用、支払利息で109万円、一般管理費で10万円の合計1億1,019万円でございます。

次に、3ページでございます。第2表、資本的収入及び支出予算。

収入では、資本的収入、借入金で9億2,809万円。支出では、資本的支出で、公有地取得事業費が9億2,809万円、借入金償還金が1億1,000万円の合計10億3,809万円でございます。

それでは、1 ページにお戻りいただきたいと存じます。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

## 平成16年度斑鳩町土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成16年度斑鳩町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 都市計画道路事業用地取得及び処分
2. 道路新設改良事業用地取得
3. (仮称) 総合福祉会館用地取得
4. 法隆寺駅周辺整備事業用地取得
5. 町単独土地改良事業用地取得

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収益的収入 1億1,011万円

収益的支出 1億1,019万円

- 2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収益的収入及び支出予算」による。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,000万円は、当年度分損益勘定留保資金1億1,000万円で補てんするものとする。)

資本的収入 9億2,809万円

資本的支出 10億3,809万円

- 2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表資本的収入及び支出予算」による。

(借入金の限度額)

第5条 借入金の限度額は、28億900万円と定める。

- 2 前項の限度額のうち、本事業年度において借入を行わなかった金額は、翌年度事業に繰り越して借入することができる。

(予算の弾力条項)

第6条 公有地売却の増加によって、収益的収入予算の款・事業収益、項・公有地取得事業収益の予算額を上回って収入された場合は、その上回って収入された金額の範囲内において資本的支出予算の款・資本的支出、項・借入金償還金の予算額を上回って支出することができる。

平成16年2月18日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

以上、簡単ではございますが、報告第3号 平成15年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第1号)及び平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

○副議長(中川靖広君) 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号 平成15年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第1号)及び平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを終わります。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明2日、3日は休会、4日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後5時44分 散会)